

令和7年 6月定例会（
6月 2日 開会
6月20日 閉会

飯網町議会 会議録

令和7年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（6月2日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告、質疑	9
○議案第56号から議案第57号の一括上程、説明	16
○議案第56号の質疑、討論、採決	17
○議案第57号の質疑、討論、採決	18
○議案第58号の上程、説明、質疑、付託	19
○議案第59号の上程、説明、質疑、付託	20
○議案第60号の上程、説明、質疑、付託	21
○議案第61号の上程、説明、付託	23
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	25

○小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任	27
○陳情の付託	28
○散会の宣告	28

第2号（6月4日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	30
○一般質問一覧表	31
○開議の宣告	32
○一般質問	
樋口 功	32
渡邊 千賀雄	50
中井 寿一	58
○散会の宣告	74

第3号（6月5日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75

○事務局職員出席者	76
○一般質問一覧表	77
○開議の宣告	78
○一般質問	78
石川 信雄	78
伊藤 まゆみ	94
○散会の宣告	105

第4号（6月20日）

○議事日程	106
○本日の会議に付した事件	106
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○事務局職員出席者	107
○開議の宣告	108
○諸般の報告	108
○発言の取消し申出について	108
○常任委員会審査報告、質疑	109
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	114
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	129

○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議員派遣の件	134
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	134
○町長あいさつ	135
○閉議及び閉会の宣告	136
○予算決算常任委員会 審査報告書	137
○総務産業常任委員会 審査報告書	138
○福祉文教常任委員会 審査報告書	140
○会議録署名	142

飯綱町告示第104号

令和7年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 7年 5月26日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 7年 6月 2日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和7年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和7年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月2日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 3号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第 4号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
について

報告第 5号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告につ
いて

報告第 6号 令和6年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 8号 令和6年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 9号 令和6年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第56号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専
決処分の承認について

日程第 5 議案第57号 令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決
処分の承認について

日程第 6 議案第58号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第59号 いいつな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第60号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例

日程第 9 議案第61号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

日程第 10 議案第 62 号 物品購入契約の締結について

日程第 11 小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任

日程第 12 陳情

陳情第 4 号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

陳情第 5 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出について
の陳情

陳情第 6 号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修

農業委員会長	高橋明彦	選挙管理委員長	木賀田けさ代
総務課長	高橋秀一	企画課長	平井喜一郎
税務会計課長	藤沢茂行	住民環境課長	宮島幸男
保健福祉課長	近藤久登	産業観光課長	渋澤陽一
建設水道課長	若林宏行	教育次長	笠井順一
飯綱病院事務長	田中良史	総務課課長補佐	渋澤直樹

事務局職員出席者

事務局長	清水純一	事務局書記	若林諒
------	------	-------	-----

開会 午前 10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和7年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和7年6月飯綱町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、何かとご多用のところ定刻までにご参集頂きまして厚く御礼申し上げます。

残雪の多い春先でしたが、一気に雪解けが進み例年より早い桜の開花が見られました。また、心配された遅霜も大した被害もなく、順調な作付けの季節を迎えたと感じております。田植えもほとんど終わり、飯綱町らしい景観が広がってきておりますが、りんごも含め豊作で収入の多い年になってほしいと願っております。

先日町制施行20周年を記念した植樹祭を行いました。平出地区の町有林でオオヤマザクラと花桃をそれぞれ100本植樹致しました。残念ながら当日は雨天となり、一般参加は取りやめ役場職員と県の林務課の皆さんだけで実施しました。5年後、10年後には素晴らしい花を咲かせてくれることと思っております。

町制20周年の記念事業もいろいろ予定しておりますが、だいぶ具体化してまいりました。早めに議会にはお繋ぎを申し上げ、ご協力を頂きたいと考えております。宜しくお願いを申し上げます。

さて、今議会にご提案申し上げます案件は、報告が7件、専決処分の承認が2件、条例が3件、補正予算が1件、その他1件の計14件であります。

報告は、条例改正の専決処分の報告が2件、補正予算の専決処分の報告が1件、一般会計繰越明許費繰越計算書、水道事業会計予算繰越計算書、同会計継続費繰越計算書、下水道事業会計予算繰越計算書の報告の4件であります。

専決処分の承認であります、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、同年後期高齢者医療特別特別会計補正予算（第3号）の2件であります。

条例ですが、保育所条例の一部改正は、保育の必要がない児童が、保育園を利用する場合に特別利用保育の適用により、保育料を軽減できることが見込まれることから、条例の一部を改正するものであります。

いづな歴史ふれあい館条例の一部改正は、博物館法の改正に伴う改正と休館日の変更によるものであります。

保健補導員条例の廃止は、保健補導員会を廃止したことによるものであります。

予算は令和7年度一般会計補正予算（第1号）の1件であり、主な歳入歳出について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,130万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を95億9,130万9千円とするものであります。

歳出で主なものを申し上げます。総務費では町制施行20周年関連事業で582万6千円、昨年度から実施しております、定額減税しきれない方への給付金関連事業で6,125万円を計上しております。農業費では、要望が多い地域農業担い手育成・支援事業で1,000万円、きのこ類生産資材高騰対策事業で500万円を計上、土木費では橋梁の長寿命化修繕事業で1,300万円を計上し、教育費では企業版ふるさと納税応援寄付金を活用したアスリート講師派遣委託料で1,000万円を計上致しました。

歳入は、国庫支出金が7,501万7千円、県支出金が149万2千円、寄付金で1,000万円、基金からの繰入金で2,000万円を主なものとして見込みました。

その他の案件は除雪ドーザー 1 台の物品購入契約の締結であります。

いずれの案件につきましても、ご提案の際には詳しくご説明申し上げますので、宜しくご審議いただきたく存じます。尚、最終日には、工事請負契約の締結で 3 件、物品購入契約の締結について 3 件の追加提案を予定しております。併せて先週末に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付決定がありました。

金額的には 769 万 5 千円と少額ではありますが、住民の皆さんに喜んでいただける物価高騰対策を検討しております。最終日に一般会計補正予算としてご提案していく予定ですのでお願い致します。

以上申し上げます。開会のご挨拶と致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、1 番 三ツ井忠義議員、2 番 中井寿一議員、3 番 小林文廣議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇〕

○議会運営委員長（大川憲明） 本日招集されました令和 7 年 6 月飯綱町議会定例会の会期及び日程について説明申し上げます。

5 月 26 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から 6 月 20 日までの 19 日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。

また、一般質問は、4日と5日に、午前10時より行います。通告者は5名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は総務産業常任委員会は6日、福祉文教常任委員会は9日から開催し、予算決算常任委員会は18日に開催します。

20日の最終日は、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和7年2月分から令和7年4月分までの一般会計、特別会計および企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（青山弘） 報告第3号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第4号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定による報告案件で

す。

一括して説明を求めます。

尚、質疑は報告ごとに行います。

藤沢税務会計課長。

〔税務会計課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（報告第3号）

○税務会計課長（藤沢茂行） それでは、報告第3号をご説明申し上げます。資料につきましては報告第3号、通しの3ページをご覧ください。

報告第3号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙専決処分書の通り専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。令和7年6月2日、飯綱町長。通しの4ページ、次ページをお願いいたします。専決第2号 専決処分書。飯綱町税条例の一部を改正する条例について、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日専決、飯綱町長。

以下、4ページからは条文でございますのでまたご覧をいただきたいと思っております。資料につきましては新旧の対照表が通しの75ページから84ページ、提案理由説明書が通しの93ページにございますので、提案理由説明書通しの93ページをご覧ください。

報告第3号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について。改正理由でございますが、地方税法等の一部の改正に伴う改正でございます。

主な内容でございますが、公示送達に掲示閲覧方法につきましては、電子機器の映像でも掲示が可能とするものでございます。以下の中で法人番号の規定変更、固定資産税の関係、たばこ税の関係につきましては条項等の追加でございます。個人住民税につきましては、特定親族の特別控除の対象所得額が85万の引上げとなる改正でございます。軽自動車につきましては、原動機付自転車の税区分に新たな区分の追加となったといった改正でございます。以上、中身でございます。

専決処分日が令和7年3月31日、施行期日は令和7年4月1日でございます。以下それぞれ

ございますがよろしくお願いをしたいかと思えます。報告の説明とさせていただきます。

○議長（青山弘） 続いて、宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（報告第4号）

○住民環境課長（宮島幸男） 報告第4号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号11ページから、新旧対照表については通し番号85ページから、議案の提案説明書は通し番号93ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号93ページ下段から94ページ上段をご覧ください。

改正理由は、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴い改正するものであります。主な改正内容として、国民健康保険税の基礎課税額を引き上げるもので、医療保険分に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者医療支援金等分に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、国民健康保険税の軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を54万5千円から56万円に見直しするものであります。

専決処分日は令和7年3月31日、施行期日は令和7年4月1日から施行し、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和7年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、案件の報告としますので、よろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第3号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第4号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第5号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項、町長の専決処分事項に関する条例第7号の規定による報告案件です。説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第5号）

○総務課長（高橋秀一） 報告第5号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告につきまして、提案理由の説明をいたします。議案の提案説明書で説明いたしますので、議案書等の通し番号94ページ中段をご覧ください。

はじめに、本補正予算の専決処分の報告については、町長の専決処分事項に関する条例第7号の規定により専決したものでございます。

補正概要は、歳入歳出それぞれ2,963万4千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ99億6,356万6千円とするものです。

補正内容は、ふるさと応援寄付金等の確定により補正を行うものです。

歳入については、18款寄付金で、ふるさと応援寄付金を2,923万4千円増額、図書充実目的の一般寄付金を40万円増額しております。ちなみに令和6年度の最終的なふるさと応援寄付金額は10億2,900万円程になります。

歳出については、2款総務費で、ふるさと納税事業の予算残額をふるさと応援基金積立金に組替、さらに寄付金の増分を加え2,923万4千円を増額しています。10款教育費で、図書充実基金積立金40万円を増額しています。

専決処分日は令和7年3月31日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第5号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第6号 令和6年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第7号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第8号 令和6年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、報告第9号 令和6年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件2件、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告案件1件の計4件を一括して説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第6号）

○総務課長（高橋秀一） 報告第6号 令和6年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明をいたします。議案書等の通し番号94ページ下段、議案の提案説明書をご覧ください。

本報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に関する、繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。

3月定例会における令和6年度一般会計補正予算第7号に計上した繰越明許費12事業について、その繰り越した額及び財源を報告するものです。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

○議長（青山弘） 続いて、若林建設水道課長、報告第7号、8号、9号。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（報告第7号・第8号・第9号）

○建設水道課長（若林宏行） 報告第7号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書につ

いて、報告を申し上げます。議案の提案説明書、通し番号 95 ページ上段、並びに予算繰越計算書の報告通し番号 27 ページも併せてご覧ください。通し番号 27 ページにてご報告申し上げます。

繰越額は、建設改良費 配水管布設費で 1 億円です。財源内訳は、国庫補助金 1,200 万円、企業債 2,000 万円、損益勘定留保資金 6,800 万円です。

概要は、当初、令和 7 年度に実施を予定していた本事業について、令和 6 年度、国の補正予算において、より有利な補助事業の採択が可能となったことから、これを活用するため事業を前倒して実施することにしたものです。

事業内容の再検討を行い、令和 6 年度内に発注したものの、その時期が年度末であったことにより、年度内完了が見込めなかったため、繰越計上を行うものです。

関係法令につきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項によるものです。

続きまして、報告第 8 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について報告を申し上げます。

議案の提案説明書、通し番号 95 ページ中段、並びに予算繰越計算書の報告、通し番号 29 ページも併せてご覧ください。通し番号 29 ページにて報告申し上げます。

繰越額は、建設改良費 土橋水源整備事業で 1,695 万 3,794 円です。財源内訳は、損益勘定留保資金です。

概要は、土橋水源取水施設本体工事並びに同工事にかかる監理業務費となります。

関係法令につきましては、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項によるものです。

続きまして、報告第 9 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を申し上げます。

議案の提案理由説明書、通し番号 95 ページ下段、並びに予算繰越計算書の報告、通し番号 31 ページも併せてご覧ください。通し番号 31 ページにてご報告します。

繰越額は、建設改良費 し尿投入施設建設工事で 8,206 万円、財源内訳は、国庫補助金 4,103 万円、企業債で 4,103 万円となります。

概要につきましては、発生土の土質状態が悪く、当初予定しておりました場内仮置処分がで
きず場外への搬出になったこと。また、掘削した法面の地質形状が不安定で崩落の危険性もあ
ったことから、モルタル吹付等の追加作業が生じ、その養生に日数を要したためです。

関係法令につきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定によるものです。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第 6 号 令和 6 年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

次に、報告第 7 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を
行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

次に、報告第 8 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての質疑
を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

次に、報告第 9 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑
を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 56 号から議案第 57 号の一括上程、説明

○議長（青山弘） 日程第 4 議案第 56 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について、日程第 5 議案第 57 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について。

以上、予算案件 2 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行います。

それでは、議案第 56 号、議案第 57 号の提案理由の説明を求めます。

宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 56 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 56 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計（第 3 号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 33 ページから、議案の提案説明書は通し番号 95 ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 95 ページ下段から 96 ページ上段をご覧ください。

この専決処分は、令和 6 年度特別調整交付金の額の確定に伴う、病院事業会計分への繰出金を補正するもので、補正予算額の増減はなし、補正後の予算額は補正前の予算額と同額の 12 億 2,499 万 5 千円とするものです。

補正内容は、歳出として、諸支出金の直営施設勘定繰出金で 155 万 1 千円を増額補正、予備費では同額の 155 万 1 千円を減額補正、財源調整するものであります。

専決処分日は、令和 7 年 3 月 31 日で、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、提案しました案件の説明とします。ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 57 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計（第 3 号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 39 ページから、議案の提案

説明書は通し番号 96 ページ上段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 96 ページをご覧ください。

この専決処分は、令和 6 年度後期高齢者医療広域連合納付金の予算不足によるもので、補正前の予算額 2 億 952 万 2 千円に歳入歳出それぞれ 434 万 7 千円を増額し、補正後の予算額を 2 億 1,386 万 9 千円とするものです。

補正内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料で 434 万 7 千円を増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で 434 万 7 千円を増額補正しております。

専決処分日は、令和 7 年 3 月 31 日で、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、提案しました案件の説明とします。ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第 56 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 説明を終了し、議案第 56 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 56 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 57 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 議案第 57 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 57 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 6 議案第 58 号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 58 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 58 号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

議案通し番号 49、50 ページ、新旧対照表通し番号 87 ページ、議案の提案説明書通し番号 96 ページをお願いします。説明については、議案の提案説明書で行いますので、96 ページ下段をお願いします。

改正の理由ですが、保育園の利用は、両親が就労しているなど「保育を必要とする理由」があることが前提となります。

「保育を必要とする理由」に該当しない、小学校に入学させる前に集団生活を経験させたいなどの場合には、「私的契約」を結び、国が定める水準による保育料の納付が必要になりますが、子ども子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号に規定された「特別利用保育」を適用することにより、これらの条件が緩和でき保育料の軽減が見込まれるため条例を改正するものであります。

主な改正内容ですが、条文中、保育の実施に関わる第 5 条第 2 項中の「入所を必要と認める児童（以下「私的契約児」という。）を入所させることができる。」を「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育により保育を実施することができる。」と改め、保育料に関わる第 7 条第 2 項を、特別利用保育適用時の保育料の納付内容に改めるものです。

施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日からです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 58 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 7 議案第 59 号 いいつな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 59 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 59 号 いいつな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

議案通し番号 51、52 ページ、新旧対照表通し番号 89 ページ、議案の提案説明書通し番号 97 ページをお願いします。説明につきましては、議案の提案説明書で行いますので、97 ページ上段をお願いします。

改正の理由ですが、上位法である博物館法の改正に伴う根拠条項の改正による引用条項に条ずれが発生したためにその修正を行うものと、休館日に関する休日の表現の変更及び歴史ふれあい館の年末年始の休館日について教育委員会の管理する他の施設と整合性を図るために改正

を行うものです。

主な改正内容ですが、こちらの方は新旧対照表を見ていただくと分かりやすいと思いますので、89 ページをお願いいたします。歴史ふれあい館の協議会に関わる条文、第4条第1項中「法第20条」を「法第23条」改め、休館日に関わる条文、第6条第1項第1号中「毎週月曜日」を「月曜日」に、同号ただし書き中「休日」の後に「以下祝日法による休日という」を加え、同項第2号中「祝祭日」を「祝日法による休日」に改め、同項第3号の「12月29日から翌年1月3日まで」を「12月28日から翌年1月4日」までに改めるものです。

施行期日は、公布の日からです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第8 議案第60号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇・説明〕（議案第60号）

○保健福祉課長（近藤久登） 議案第 60 号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例についてご説明をいたします。議案書、通し番号 53 ページから、議案の提案説明書、通し番号 97 ページ中段をご覧ください。提案説明書に補足してご説明いたします。

1 廃止理由です。保健補導員会は、合併前の旧牟礼村が昭和 53 年に、旧三水村では昭和 57 年に設置され、地域ぐるみでの健康づくりを推進するため、自主的な組織として活動してまいりました。

合併後も引続き、「飯綱町保健補導員会」を設置して、各地区に保健補導員を置いて町民の健康の保持及び増進を図ってまいりましたが、近年、個人情報の取り扱いによるトラブル防止などの観点から活動の一部を縮小してきたこと、高齢化や働き世代が活動に参加できないことなどにより、保健補導員の選出が困難となっていることを踏まえまして、令和 5 年度末をもって飯綱町保健補導員会の廃止に至ったものです。

なお、この件に関しましては令和 5 年 6 月の議会全員協議会でご説明しております。その後、7 月には区長・組長会でご説明し、承諾をいただいております。また、令和 5 年 11 月号の町広報紙において町民への周知を行っております。

したがいまして今回、飯綱町保健補導員の設置制度そのものを廃止するものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 60 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 61 号の上程、説明、付託

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 61 号 令和 7 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 61 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 61 号 令和 7 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明をいたします。議案の提案説明書で説明いたしますので、議案書等の通し番号 97 ページ下段をご覧ください。

補正予算（第 1 号）につきましては、歳入、歳出それぞれ 1 億 1,130 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を歳入、歳出それぞれ 95 億 9,130 万 9 千円とするものです。

まず、地方債の補正では、過疎対策事業債について、土木費の橋梁長寿命化修繕事業に 480 万円充当するため、限度額を増額しております。

次に通し番号 98 ページからの歳出についてご説明いたします。

2 款 総務費の町制施行 20 周年記念事業で、記念式典のオープニング出演者などの旅費で 97 万 3 千円、オープニングセレモニー会場設営などの委託料で 260 万円などを計上しています。

また、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付では、令和 6 年に支給した調整給付金の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足額を支給するため 6,125 万円を計上しています。全額、国庫補助金で賄われます。

3 款 民生費では、社会福祉事務費で、パートタイム会計年度任用職員の新規採用のため報酬など 278 万 4 千円増額、福祉医療一般事務費では、マイナンバーカードを利用した医療費助

成オンライン資格確認システム導入のため、電算委託料を 105 万 6 千円増額しています。

6 款 農林水産業費の農業振興負担金補助金で、国庫補助金 きのご類生産資材高騰対策事業補助金が採択されたため、負担金補助及び交付金を 500 万円新規に計上しています。

また、地域農業担い手育成・支援事業で、各農業機械導入事業等補助金の申請が好調なことから、1,000 万円増額しています。

飯綱の里ブランドづくり事業で、県の元気づくり支援金事業が採択されたことにより、委託料など 201 万円を増額しています。

7 款 商工費の健康増進事業で、ノルディックウォーキング大会実行委員会事務局変更に伴う補助金の増額で 55 万円を計上しています。

8 款 土木費の橋梁長寿命化修繕事業で、国庫補助金の道路メンテナンス事業補助金が採択されたことから、橋梁整備に伴う設計委託料 1,300 万円を新規計上しています。

10 款 教育費 事務局一般管理費では、アスリート講師委託事業で委託料 1,000 万円を増額、牟礼小学校管理費、中学校管理費で、それぞれ当初予定していたフルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員に変更となったことから、支出科目の組替を行っています。

14 款 予備費で 16 万 7 千円を減額し、財源調整しております。

ページお戻りいただいて、通し番号 97 ページ下段の歳入についてご説明いたします。

15 款 国庫支出金の総務費国庫補助金 物価高騰対応地方創生交付金 6,125 万円は、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付事業に充当しています。

また、民生費国庫補助金 地域診療情報連携推進費補助金 52 万 8 千円は、福祉医療一般事務費に充当しています。

土木費国庫補助金 道路メンテナンス事業費補助 823 万 9 千円は、橋梁長寿命化修繕事業に、農林水産業費国庫補助金 きのご類生産資材高騰対策事業補助金 500 万円は、農業振興負担金補助事業に充当しています。

16 款 県支出金は、本年度の地域発元気づくり支援金事業の内示があったことから、149 万 2 千円増額しています。

18 款 寄付金 一般寄付金 1,000 万円は、企業版ふるさと納税応援寄付金で、教育費 事務局一般管理費のアスリート講師委託事業に充当しています。

19 款 繰入金では、財政調整基金を 2,000 万円繰り入れています。

22 款 町債は、土木費 橋梁長寿命化修繕事業の国庫補助裏分に過疎対策事業債を 480 万円充てる予定でいます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 61 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定を
しました。

◎議案第 62 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 62 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 62 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 62 号 物品購入契約の締結について、提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 99 ページ中段、並びに通し番号 71 ページも併せてご覧ください。議案の提案説明書にて説明させていただきます。

財産の取得、数量は、除雪ドーザーの取得となります。取得台数は 1 台です。令和 7 年度社会資本整備事業総合交付金を活用しての事業となります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、1,826 万円です。

契約の相手方は、長野市篠ノ井御幣川 1095 番地、株式会社前田製作所 長野営業所 所長 村山泰輔です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8 番（風間行男） 8 番、風間です。このドーザーはどんな大きさかご説明願いたいのですが。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） お答えします。11 トン級です。町内では一番大きな除雪車になります。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 入札の経過書について説明はないのですか。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） お答えいたします。令和 7 年 5 月 14 日に期間入札によって行いまして、5 者による指名競争入札を実施しております。内、辞退が 2、不参加 1 ということで 2 者による応札の結果、前田製作所が落札という結果となっております。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 62 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 10 分からとします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

◎小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任を議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、小林文廣議員の退場を求めます。

〔3 番 小林文廣 退場〕

○議長（青山弘） 令和 7 年 4 月 1 日提出、小林文廣議員から議員の任務ではないとの理由により、議会報編集調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

採決を行います。この採決は、起立によって行います。議会としての採決は許可、不許可によって行いたいと思います。

小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任を許可することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（青山弘） お座りください。起立少数。

したがって、小林文廣議員の議会報編集調査特別委員会委員の辞任を不許可とすることに決定としました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時12分

再開 午前 11時13分

◎陳情の付託

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました。なお、6月4日の本会議は午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前 11時14分

令和7年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和7年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月4日（水曜日）午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	高 橋 秀 一
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行
住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男	保 健 福 祉 課 長	近 藤 久 登

産業観光課長	渋澤陽一	建設水道課長	若林宏行
教育次長	笠井順一	飯綱病院事務長	田中良史
総務課課長補佐	渋澤直樹		

事務局職員出席者

事務局長	清水純一	事務局書記	若林諒
------	------	-------	-----

一般質問一覧表（6日4日分）

順	議席	氏名	発言事項
1	7	樋口 功	本年は町施行 20 周年に当たるが、現在の町の状況をどのように評価しているか。また、今後、どのような町づくりをしていくか。
2	5	渡邊千賀雄	1 公共交通の確保、充実について
			2 ふるさと納税の返礼品について
			3 牟礼駅周辺整備・発展計画は
3	2	中井寿一	中学校の部活動地域移行について

開議 午前 10時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきありがとうございます。
ございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

◇ 樋 口 功

○議長（青山弘） 発言順位1番、議席番号7番、樋口功議員を指名いたします。樋口功議員。

〔7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） おはようございます。議席番号7番、樋口功です。通告に従いまして順次質問をします。なお、質問が多いので（1）の質問については、合併当時の課題等について私のほうで説明させていただきます。簡潔なお答えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、初日の町長あいさつにもありましたが、先月17日の土曜日、朝からあいにくの雨降りでしたが、平出神社裏の町有林で町長はじめ職員の皆さんにより植林が行われました。大変ご苦労さまでした。この植林は、旧牟礼村と旧三水村が合併し飯綱町となり、本年20年を迎えたことを記念した植樹祭であり、これを皮切りに今後、さまざまな記念行事が予定されております。

す。町民の間でも「そうか、もう 20 年もたったのか。合併してよかったのかな。町は変わったのかな」などと、日増しに話題が多くなると思います。

そこで、町政施行 20 周年を迎えた今日の町の姿をどう評価し、今後どのように町づくりを進めるかについて幾つかの項目をお示しし質問します。

まず、人口減少・少子高齢化の進行問題についてです。合併した平成 17 年の町の人口は、国勢調査で 1 万 2,504 人。そのうち 65 歳以上の高齢者が 3,417 人で、その構成割合は 27.3%。

14 歳以下の子どもたちは 1,573 人で 12.6%でした。町の人口は平成 7 年をピークに減少しており、将来人口を推定してもこの傾向は続くと考えていました。出生率の低下傾向も合わせ、少子高齢化の進行は町にとって自主財源などの歳入の減少と社会保障費への歳出増大など財政運営への影響が大きくなるほか、総人口に対する生産年齢人口の比率が下がることで地域コミュニティの衰退につながる恐れもあり、町全体の活力低下などが懸念されていました。

これに対して町は、総合計画などによりさまざまな施策を展開してきたところですが、その結果として現在の状況と今後の施策・対策について質問します。

○議長（青山弘） 平井企画町長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。町の人口については、日本国全体での問題ではあるかと思いますが、議員がおっしゃるとおり飯綱町における合併当初の平成 17 年度の国勢調査では 1 万 2,504 人であったものの、直近で県の統計室が出している令和 7 年 4 月 1 日現在の国勢調査をもとに、住民基本台帳の増減を反映したデータでは、当町の人口は 9,635 人で 2,869 人の減となっています。内訳では 65 歳以上の高齢者にあっては 4,090 人。年齢別割合 42.5%で、対平成 17 年比では 673 人、15.2%の増。15 歳未満の子どもたちにあっては 954 人。年齢別割合が 9.9%で、対平成 17 年比では 619 人、2.7%の減となっており、人口減少と少子高齢化が一層進み、15～64 歳の生産年齢人口の減少が続き、人口の半数を下回っている状況です。

このような状況のもと、人口の減少に歯止めをかけるために令和 2 年度から企画課に人口増

推進室を設置し、移住者への助成制度等の充実や移住希望者へのサポートをはじめ、さまざまな人口増施策を展開してきました。その結果、令和6年には合併以降初の転入超過で、17人の社会増を達成しました。これまで展開してきましたさまざまな施策が広く認知されつつあり、その結果が今回の社会増につながってきたと考えられます。

今後も移住希望者への丁寧なサポートや飯綱町の魅力、移住支援策など広く情報発信し続けていくことで社会増を継続させていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） お話のとおり、町はこれまで町民のためのさまざまな施策のほか、社会増を目指しましてホームページの改良による移住促進コーナーの開設、町営住宅の建設、空き家調査などで住居の発掘などの施策も行ってきました。紹介がありましたとおり令和6年に初めて社会増の実現があったということで、これからもさらなる取組を行っていただくことになると思いますが、特にUターンあるいはIターンの人が増加する施策にも今以上に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、牟礼地区のスキー場の問題及び三水地区の上水道水源施設整備問題について伺います。私が議員になった当時、平成29年に先輩議員から「この町に大きな問題が2つある。一つは牟礼地区のリゾートスキー場問題。第三セクターで昭和56年に開設されたスキー場は雪不足やスキー人口の減少などによる集客数の減少で、経営が行き詰っている」と。「もう一つは三水地区上水道の水源問題と上水路の老朽化問題だ。これらは、合併前から続いている問題だが、なかなか解決は難しい」と伺っていました。

まず、スキー場問題は先ほどの問題以外に、長期にわたる多額の債務超過、金融機関等との債務返済に関わる裁判、経営者や顧問弁護士の対応力問題などに対処しながらも、平成30年に完全民営化し、民間事業者売却という形で解決が図られ、今日に至ったと認識しております。

そこで、このスキー場問題についての認識と関連して、平成30年9月18日に売却に関し町長と売却先両者が住民説明会を行った際のテレビ報道で、売却先企業の社長から町全体の活性化に寄与したい旨のお話がありました。現在、どのような状況にあるのでしょうか。また、今

後の見通しなどについて質問します。

○議長（青山弘） 渋澤産業観光課長。

〔産業観光課長 渋澤陽一 登壇〕

○産業観光課長（渋澤陽一） ご説明申し上げます。合併後の大きな課題の一つでありました、いづなりリゾートスキー場問題につきましては、ただいま樋口議員よりお話のあったとおりの経過で、さまざまな課題に対処しながら、最終的に民間企業のファースト・パシフィック・キャピタルへの売却により一定の解決に至ったという点につきましては、樋口議員と同様の認識です。

同社につきましては、スキー場の取得に際し霊仙寺湖周辺の全ての観光資源を生かすことで、観光事業と周辺地域の活性化を進めていきたいという構想を持っており、スキー場と併せてゴルフ場を取得したほか、令和2年度からは、むれ温泉天狗の館をはじめとする飯綱東高原観光施設の指定管理者として観光事業を担っています。町の事業やまちづくり団体等の事業に対しましても積極的にご協力をいただくなど、広い意味で地域の活性化に取り組んでいただいているものと考えています。

ちなみに、スキー場につきましては、10年間は用途を継続する契約となっております。現在も地域に親しまれるスキー場として運営されています。昨シーズンは同社への経営移譲後では最大の利用者数となり、順調な状況だったと聞いています。また、ゴルフ場につきましては、ご承知のとおりグランピング施設へと用途が変更されていますが、利用状況はこちらも好調で棟数を増やしている状況にあります。こうしたことからスキー場売却後の東高原エリアにつきましては、民間経営のもとに活性化が図られており、同社の貢献に対しても一定の評価ができるものと考えています。

一方、東高原の観光施設につきましては、全般的に老朽化が進んでいるという課題が近年顕在化しています。また、周辺の妙高高原などにおいては大規模な観光開発の動きが見られます。そうしたことから町の観光事業につきましても、これから大きな転換期を迎えているという状況にあります。

現在、町では観光事業の方向性、施設の再整備などについて関係者により検討を進めているところです。特にグラウンド、テニスコートのエリアの有効活用が観光事業では大きな課題となっていますので、今後の見通しとしましては、そのエリアの再開発を観光面における活性化の柱と位置付けて、社会情勢、周辺地域の状況等も踏まえながら、具体的な整備方針を決定していく予定です。こちらのエリアの再整備を一つのきっかけとして飯綱東高原リゾートとしての観光事業の発展と活性化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、上水道水源、水質、施設整備については、これも合併以前からの問題でありましたが、現在の鳥居川水源に代わる地下水が土橋地区に見つかり、本年から上水道事業計画により、その実行が始まっております。上水道水源等の問題解決は、この確実な実行にかかっていると言えます。これについてはいかがでしょうか。質問します。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） スキー場と浄水場の問題については、本当に議員のご指摘のとおり合併時の最大な難問でしたので、私も答弁を用意しておりました。観光のほうは担当課長でありましたので、水道のほうについて申し上げたいと思います。

令和6年に三水水道、牟礼水道を一本化して、飯綱町水道の事業としてスタートをいたしました。議会の議決を得る際にも過程についてご説明を申し上げたところです。それによって安定した水道を住民の皆さんに供給できるという見通しがしっかり立ってきたと考えております。また、統一した新たな料金体制についてもお認めをいただき、住民の説明も繰り返す中で、この7月の料金徴収からアップした料金で皆さんに負担をしていただく運びになっています。

この水道問題が、なぜ大きな問題だったかといえば、三水地区の浄水場の寿命がそろそろ来ていると。鳥居川から取水している場合には、極めて細かな微粒子まで除去するような装置をやると、あの当時で15億円ぐらいの設備投資が必要だろうと。おそらく、今やれば20億円近い金額が出てくるのではないかと私は予想しておりました。それもありませんでしたが、もう一つは

なんとか深井戸の水を供給してもらえないかという2つのものがありましたので、今回、土橋に深井戸の水源を求めて掘削をしてみました。おかげで、かなりの量と申しますか、三水地区に供給するには2倍近い水量を持つ土橋水源に当たりまして、水質も極めて良好だということです。

今、深井戸の工事が終わり、配水池が終わり、今年度から一部の地域については深井戸からの水を供給いたします。令和9年度には、三水地区全町にわたって深井戸の水を供給できるという方向になりました。住民の皆さんが一番望んでいた方向で、この問題については解決ができたのではないかと考えております。

今後は、この料金体制をなんとか維持していけるような水道の健全経営を目指していくのがこれからの課題だと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に飯綱病院を中心に医療拠点の整備と経営強化についてですが、町立飯綱病院は1961年に国保中央病院として開院になり、1975年に病院名を飯綱行政組合飯綱病院に改め、1980年新病院に移転しました。そして、平成17年10月に牟礼村・三水村合併で病院名を変更、飯綱町立飯綱病院という経緯をたどっておりまして、地域の医療拠点として現在に至っております。

合併当時の課題として本地域医療の拠点であり、地域を担う医療体制の一層の充実を目指し、地元開業医などの医療機関との連携の中で地域医療の拡充を図ることや安心と健全な病院経営を一層推進するとしていました。病院を取り巻く環境、社会情勢の変化もあり、年々町からの繰り出し金が増加していますが、現在の状況と今後の対策について質問します。

○議長（青山弘） 田中病院事務長。

〔病院事務長 田中良史 登壇〕

○病院事務長（田中良史） お答えします。20年前の両村合併時において、地域医療の拠点としての役割を果たすために掲げられた課題は、現在もなお重要なテーマであり続けています。中でも、医師の確保、医局体制の充実、保健予防活動、救急医療、生活習慣病等の治療に対する

取組をはじめ地元開業医などの医療機関との連携の中で、地域医療の拡充を図ることは地域住民の健康を守るために欠かせない要素です。

まず、医師の確保、医局体制の充実についてですが、地域によって医師の数や専門性が大きく異なる医師の偏在が、現在のわが国の医療制度における非常に重要な問題となっております。特に特定の診療科の医師や若手の医師は、都市部や大規模病院に集中する傾向があり、地域医療に従事する若手医師の確保・育成は長野医療圏でも大きな課題です。

しかしながら、近年、地域医療を支えるための施策として、地域医療に従事する医師に対する奨学金制度、研修医の受け入れ体制の整備が進められており、今回、当院における泌尿器科医師の採用は、この奨学金制度の地域枠と言われる特定の地域で勤務することを条件に奨学金を貸与するという制度を利用したものです。また、前年度は初期研修を終え、専門研修を行う専攻医の受け入れも行いました。引き続き、こうした国・県の制度や自治体病院協議会の求人支援、紹介会社等も活用しながら医師の確保に努め、また同時に医師の負担軽減、また働きやすい環境づくりにも取り組み、医局体制の充実に努めてまいります。

これに加え保健予防活動についても、新型コロナなどの予防接種体制の強化、並びに町民健診受け入れを開始した健診体制の拡大をはじめとして、地域住民への健康教育や生活習慣病予防に向けた取組を引き続き行ってまいります。さらに夜間・休日・時間外の患者応需体制、救急車の積極的な受け入れや救急隊との症例検討などにより、救急医療体制についても迅速かつ適切な医療を提供できる体制が整っております。

また、地元開業医などの医療機関との連携についてですが、ながさき医院や牟礼診療所といった地元開業医との協力体制により、患者が必要とする医療サービスをスムーズに受けられる環境を構築しています。今後、さらに地域包括ケアシステムの推進を通して、地域における人員の機能を確立し、他医療機関との連携を強化してまいります。以上のような取組は、地域全体の安心感につながるものと考えます。

しかしながら、依然として課題も残されております。ご質問にもありましたが、特にコロナ禍以降経営状況が悪化し、一般会計からの繰入金が増大しているという点です。これにつつま

しては、全国的に見ても地域医療は現在、受診控え、人口減少の影響を受けた収益の減少、人件費や光熱費、医療機器更新にかかる費用の増大にことごとく悩まされており、診療報酬改定でもこうした問題への対応はなく、多くの病院で冬の時代を迎えている状況です。各団体から国への強い要望が出されている中で、今後の国の対応に注目が集まっておりますが、同時に当院におきましては、地域医療構想の中で経営強化プランを確実に遂行し、課題の洗い出し、また医療接遇の質の向上を目指すことで、持続可能な地域医療の体制を構築していく所存です。

20年前に掲げた目標は、一定程度達成されてはいるものの、やはりさらなる充実を図るためには引き続き努力が必要です。今後も地域医療の拡充と病院経営の健全化を推進しまして、住民の皆さまに安心していただける医療サービスを提供してまいります。以上が現在の状況に対する評価となります。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、子育て支援の充実について質問します。保護者、家庭の多様化する生活スタイルに合わせた保育所での時間外保育、乳児などの一時的保育、障害児等の受け入れの一層の充実を図り、子育て支援センターを中心に子どもの成長に応じた相談体制の充実を図るとしていましたが、現在の状況と今後の対策について質問します。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。子育て支援の充実という内容ですが、現在、町の総合計画基本構想基本計画に基づいて、切れ目のない子育て・子育て支援を推進しているところであり、これは町全体で取り組んでおりますので、教育委員会に限らず企画課や保健福祉課などの各課も関連して対応しているところです。

妊娠出産におきましては、母親学級、子育て応援祝金、誕生祝い記念品の贈呈、絵本の贈呈、健康診査の助成、妊婦等包括相談支援、妊婦のための給付金などを行っているところです。子育てにつきましては、医療費の軽減、子育て支援センターを中心とした親子の居場所づくり、子育て世代の働きをサポートするiワークファミリーサポートセンター事業、病後児保育室、

すこやかいいづなナビ、子育て世帯訪問支援などを行っております。

保育園につきましては、子育て応援祝金や保育料の無償化、一時保育、未満児保育の關係を行っております。小学校については、子育て応援祝金、教材費の支援、児童クラブ、スクールバスの運営を行っているところでもあります。また中学校では、子育て応援祝金、教材費の支援などを行っておりますが、高校・大学につなげて進学定期の通学の補助や奨学金の貸付など多岐にわたって事業を行っているところです。

今、お話ししたものが全てではありませんが、これらは合併当時に比べると支援内容も大幅に増えております。子育てに対する基本的な支援については、合併時もそれぞれの部署で対応していたところですが、生まれてから成人までの切れ目のない支援をするため、飯綱町になってから子育て未来室の設置などの組織の見直しや保育園・小学校でも加配支援員、介助員を置き、保育園・小学校・中学校の連携による子どもたち一人一人に寄り添った支援を行うようになりました。

また、子どもや子育て中の親が住みやすい町になるように、現在も事業の拡大を行っているところです。今年度、新規事業として一時預かり事業も行いますし、次年度はこども家庭センターの設置についても検討しているところです。今後も必要とされる支援については、できるだけ要望に沿っていきたいと考えているところですが、こちらについては、全て平等に応えられるかどうかという部分についてが課題かと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 先ほども申し上げましたが、町の子ども支援策は、町内住民のほか周囲の自治体や住民の方にも注目されていると聞いております。

議会では、2月18日、出生率の高さや子育て支援策で全国的に知られており、視察が絶えないという岡山県奈義町を視察しました。岡山県北部にあるこの町は、約1,200メートルの那岐山南側裾野に広がる面積が飯綱町よりも若干小さい約70平方キロメートル、人口5,166人のコンパクトな町でした。町担当者からの説明や現場視察をしたことで感じたことは、いずれも飯綱町の施策は奈義町に引けを取らないものとの認識を強く持ちました。

ですので、町は町内外に向け、さまざまな施策のPR・広報活動に、今以上の力を入れていただくことをお願いします。

次に、農林業・商工業の振興についてですが、当時の課題として農業を取り巻く厳しい状況乗り越えるための施策として、農業法人への移行、経営内容を変更する農業者への支援体制の確立を目指し、後継者不足の解消、雇用の確保を図ることとしていましたが、現在の状況と今後の対策について質問します。

○議長（青山弘） 渋澤産業観光課長。

〔産業観光課長 渋澤陽一 登壇〕

○産業観光課長（渋澤陽一） ご説明申し上げます。町では第2次総合計画の中で「日本一のりんごの町」を掲げる中で、合併以降これまで農業振興全般にわたりまして補助金の創設、拡充等を図ってきたほか、農道、用水路等の農業基盤整備につきましても鋭意進めてきたところで、また、今年度からは、認定農業者を中心とした担い手に対しまして、農業機械の導入に係る支援を大きく拡充したほか、小規模農業者の皆さまに対しまして農業機械の導入の補助を創設するなど、後継者不足の解消と担い手の確保に向けた支援強化を図っているところで、

また、今ご質問の中にありました営農の集団化や集落営農の組織、あるいは農業の法人化といったことにつきましては、町としては農業の重要な担い手であるという認識のもとに、今後は各集落において、こうした営農の組織、営農の集団といったものを立ち上げていくことが、地域農業を守っていくための大きな一つの方向性だと考えています。ですので、現在、組織されております共同作業団体等に支援の強化をすることで、こうした団体が将来の営農の組織あるいは農業の法人といったものに発展していくこと、あるいは新たな営農組織の設立に向けた足がかりとなることなどを期待する中で、今年度から共同作業団体への機械導入に対しても補助額を大きく拡充しているところで、

一方、こうした補助制度だけでは担い手不足を十分に補うことができずに、これから町の農業を守っていくことがまだまだ難しくなってくるということも危惧される状況にありますので、昨年度策定しました地域計画に基づきまして、町としてはこれから地域に積極的に出向いて行

って、農地の保全・維持をしていくための話し合いをさらに進めていきたいと考えています。今年度においては町内2つぐらいの集落と踏み込んで話し合いの場をつくっていききたいと考えています。具体的には、牟礼地区で1地区、三水地区で1地区、それぞれモデル地区という形で設定をさせていただいて、営農の組織、農業の法人化に向けた取組を集落と一緒に進めていきたいと考えています。

また、そうした営農組織が設立された際には、この組織が新規就農者の受け皿になっていただく、あるいは雇用の場となってもらい、農業の技術の研修、農地の継承などにも対応していけるような組織としてこれから発展していけるように、町としても継続して組織に対して支援をしていきたいという方向で取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 新しい施策の予定も今お聞きしました。期待したいところです。

次に、商工業の振興についてですが、当時、商店街の活性、本町・栄町・深沢商店街を一体的エリアと位置付けて集客力のある商店街の形成を目指してしていました。現在の状況と今後の対策について質問します。

○議長（青山弘） 渋澤産業観光課長。

〔産業観光課長 渋澤陽一 登壇〕

○産業観光課長（渋澤陽一） ご説明申し上げます。商工業の振興につきましては、創業支援、空き店舗活用等の補助事業の創設などを行ってきたことで、現在、本町・栄町・深沢商店街等を中心に、転入者により新たな店舗が開店するなど、徐々にではありますが、集客力あるいは活気のある商店街の形づくりというものが少しずつ進んできていると感じています。

また、本年度から店舗のリフォーム支援補助金を創設したほか、創業支援につきましても営業車両の購入を補助金の対象経費とするなど、商工業者に対する支援というものを拡充しております。既存の事業者だけではなく、創業を志す方や事業承継を希望する方々への支援を充実させていくことは、商工業の振興、商店街の活性化にとっては大きな一助になるものと考えています。

また、以前から住宅リフォーム支援事業を行っておりますが、こちらにつきましては年間 100 件程度の申請があります。町内事業者の皆さんが、リフォームの事業に携わることで町内の経済効果、商工業の活性化に寄与しているものと考えています。

なお、商店街の活性化ということにつきましては、まだまだ物足りないという面があるとは思われますが、先ほど申し上げたとおり、転入者や地域おこし協力隊などの起業によりまして新たな店舗が増えていますし、商店街や地域を活性化させようとする意欲ある若者たちが、合併当時と申しますか以前に比べて随分増えていることを肌で感じておりますので、そうした若い力や新しい力というものに対しまして、町としてしっかりと応えていけるように、引き続きさまざまな面で商工業振興の支援策というものを強化してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今のお答えにありましたとおり、確かに新しいお店が幾つか開店していると感じております。商工会などを通じてお店の紹介など町全体で応援することを提案したいと思います。

町は平成 17 年 10 月 1 日に合併後、平成 19 年に第 1 次飯綱町総合計画を策定し実行してきました。そして、その進捗状況などを確認し、10 年後の平成 28 年 12 月に令和 8 年度までの第 2 次飯綱町総合計画を策定し今日に至っています。これらの計画の目標は、将来人口として減少しつつも令和 8 年度において 1 万人の確保を目指すとしていました。

先ほど国勢調査の人数と住民登録の人数に若干の差はありますが、現在の人口は本年 3 月 31 日現在で 1 万 217 人です。これまで毎年平均して 160 人程度減少してきましたが、この傾向でも令和 8 年度の人口は 1 万人を確保できそうな感じがすると思います。

町長、この将来人口は単に人口減少を推測したのではなく、各総合計画をしっかりと実行した上での目標値でした。計画通りの施策の実行をしなければ、さらに人口減少が進んでいたと思います。そうすると、現在のところ町は総合計画に盛り込んださまざまな施策を着実に実行している過程にあると、私は思っております。

次の項目に移ります。健全財政の視点に立って合併時の平成18年度と現在の令和5年度の決算状況を比較しますと、例えば、歳入は33億円余り、歳出は32億円余りの増額となっています。合併という大きな要因のほか、過疎地域の指定、長期のコロナ禍に関連した特定の要因もあったことも事実ですが、これをどのように分析していますか。また、今後の見通しについて質問します。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。まず、合併時と令和5年度の決算の規模につきましては、約30億円の増となっております。しかし、その内、一般財源等の増加分は約5億円にとどまっております。つまり、残りの25億円については、国県支出金など何かしらの特定財源であるということが特筆すべき点です。

それでは初めに、歳入について特徴的なものを3点申し上げます。1点目はふるさと納税を含む寄付金が合併時と比較して、12億5,000万円増となっております。特に令和5年度からは、翌年度産りんごの先行予約を始めるなど工夫を凝らした魅力ある返礼品の開発・発信に努めてきたところです。

2点目としましては、地方交付税が6億8,000万円の増となっております。合併算定替の終了に伴い、交付税の減額が懸念されていたところですが、新たな算定費目が追加されたこと、また借り入れた7割が基準財政需要額に算入される合併特例債を余すことなく活用できたことなどです。合併特例債を活用し中学校をはじめとします教育関連施設や牟礼駅周辺整備、役場庁舎建設等の整備を進めてきたところです。さらには過疎指定されたことで、令和3年度からは合併特例債同様に7割が交付税措置される過疎債を活用し、過疎計画に基づく持続的発展につながる各種事業を推進しているところです。

3点目としましては、国庫支出金が5億7,600万円の増となっております。新型コロナ交付金や物価高騰対応地方創生臨時交付金といった特殊要因はありますが、日頃から職員に対しては特定財源のない新たな事業は認めないとしてきており、職員が県等へ相談する中で、新たな

財源の確保に努めた結果と認識しております。

一方、歳出ですが、主に公益上必要があると認められる団体や個人に対して交付する補助金や負担金などの補助費等が 12 億 2,700 万円の増となっております。これは、ふるさと納税返礼品や物価高騰対応の給付、病院等への運営支援が主な要因となっております。

2 点目としまして、補助費等及び維持補修費を除きます、町が支出する消費的経費に当たります物件費が 7 億 2,500 万円の増となっております。その要因は物価高騰も当然ですが、それに加えて複雑化、多様化する現代において職員だけでは対応することが困難な事業が増え、業務委託などが増加傾向にあること。また、デジタル技術を活用した住民サービスの向上やスマート自治体への転換を図るための DX の推進など、より専門的な知識やマンパワーを有する企業等への外部委託が増加しているものと認識しております。

3 点目としまして、計画的な財政運営を行うための基金への積立金が 4 億 4,000 万円増となっております。財政調整基金については今後の財政需要を鑑み、合併時点から約 7 億円積み立て、16 億円を保有。その他特定目的基金積立金を含めると、この 20 年間で約 16 億円積み立て、約 39 億円を保持しているところです。

また、起債残高については、一般会計では合併時と比較して約 6 億円減少し、元利合わせて約 68 億円となっております。さらに企業会計を含めると約 133 億円減少して、元利合わせて 118 億円ほどとなっております。

平成 19 年度から義務付けとなりました財政状況の健全化を示す健全化判断比率や資金不足比率については、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、また資金不足も発生していないことから当町の財政状況は健全段階にあると考えております。

今後の見通しですが、この 20 年間で一通りのハード整備は完了し、これからはソフト事業重視の施策の展開がメインとなります。ポストコロナや物価高騰を見据えた新たな財政需要に柔軟に対応していく必要がありますが、総合計画の主要施策である移住定住対策や子育て支援、地域活性化等の事業を継続的に推進しながら、より一層の事業の選択と集中に持続的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 時間が押していますので質問はしませんが、特に町債については金利が上昇傾向にある有利な公的資金から民間資金への振替指示、これは利率の比較で民間資金のほうが有利だという状況にあるのでしょうか。そういうことで、起債に関する条件が変化しつつある中で情勢を的確に見極め、最適な起債発行に努めることが大事かと思います。

次に、最後になりますが、寄付金についてです。寄付金であるふるさと納税は、先ほど回答いただきましたとおり、当町にとって令和5年度においては、歳入の中で町税収入を上回る13%を占める重要な財源です。この13%の金額、飯綱町における12億5,000万円という金額は、長野県内77自治体の中で何番目だと思いますか。実は4番目の多さです。1位は須坂市、以下、中野市、軽井沢町、そして飯綱町、次に長野市です。

そして、これまでのふるさと納税の累計額は、実に31億4,400万円です。このような重要な歳入がなくなると、業務執行上さまざまな支障が生じることは明らかです。ちなみに、昨日の信濃毎日新聞では産地偽装問題が発覚したS市においては、総務省によるふるさと納税制度への参加指定取り消しを想定して、本年度事業のうち31事業の先送りを6月定例議会に提出する旨が報道されました。その金額は11億3,600万円。本年度予定していたふるさと納税の経費や積立金の計23億3,700万円も減額と大変な事態になっております。

さかのぼりまして、4月に先ほどのS市のふるさと納税を巡る産地偽装問題が新聞報道され、その後、県が各自治体に調査を行った結果、ほかに県内6自治体で不適切な返礼品の取り扱いがあったと報道がされました。S市においては、国がふるさと納税制度参加指定の取り消しを含め検討しているようです。また、6自治体は該当する返礼品の寄付募集を中止。今後、実態に合った内容で申請し直すとなりました。

そこで、質問です。当町は県による調査の結果、どのような状況でしたか。また、今後の事務手続き等に留意すべき点はどのようなことですか。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） 結論から申し上げますと、当町で取り扱っている返礼品の中に、他県産や近隣の他市町村の区域内で生産された農産物の混在はありませんので、混在はないとの報告を行っております。

なお、若干手続き等について申し上げますと、ふるさと納税につきましては、ご承知のとおりふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定し、返礼品は総務大臣が定める9つの地場産品基準に適合するものとされております。返礼品を提供する事業者より地場産品基準のどの類型に該当するか確認の上、国に申請し指定を受けるといった仕組みになっております。

当町では、中間事業者でありますカンマッセいづなが事業者からの申請を受け、これらの事務をふるさと納税推進室の職員と行っております。今回の事案を受けまして、町は中間事業者に指示をいたしまして、返礼品を提供している全事業者に対し確認をした上で、県に報告を行っております。

また、事業者からは誓約書を提出していただいておりますが、事業者としてのふるさと納税に対する意識も高めていただくよう誓約書の内容等の見直しも既に進めているところです。今後も間違いがないよう中間事業者と連絡をさらに密にし、事業者への指導や調査を厳格化するなどチェック体制を充実させていく考えです。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 平成31年総務省告示第179号においては、地方団体が必要と認めるときは、当該者つまり事業者等との契約に実地調査も含み調査を行うことができる旨が規定されているとともに、地方団体は契約の規定に基づき定期的な調査、さらには疑いのある場合ですが、実地調査を行うことと規定されています。

先ほどの新聞報道された自治体は、いずれも各事業者や中間業者に任せきりの状態だった、当該調査も実施してこなかったと。産地偽装の大きな原因であろうと読み取れます。

つまりは、町は事業者や中間業者に任せきりにせず、調査等により自ら確認する必要があると思います。コメ・りんご・ももなどの農産物は、外目、飯綱町産か否かが判断できません。生産者のほか自ら生産せず、これらの農産物を仕入れてふるさと納税返礼品としている事業者

に対しても、確実に飯綱町産であることを町が確認する必要があるかと思います。

また、ふるさと納税に係るクレームの発生状況については、現在だいぶ減ってきているとの話を聞いています。過去においては、同じ事業者が、運送業者が運送中に傷めたということではなく不良品という意味で繰り返しクレームを受けているというような話を伺ったこともありました。事業者等に対して品質の保持という点についても、随時適切な指導が必要かと思いません。

令和6年度は令和5年度に比べて寄付金が倍に増えました。これは確かに規則改正があり駆け込んだ分もありますが、町が工夫して霜害に遭ったりりんごなどを訳ありりんごとして商品化したと。町の皆さんが非常に苦勞なさって、これだけの額にさせていただいた。それを今後もぜひ生かしていただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。最後になりますが、町長におかれましては在任期間がまだ5か月程度あるということをお承知の上で、町政施行20周年を迎えた現在、今までの質疑を通して、お感じになったことがあればお聞かせ願いたいと。それで、私の質問を終わりたいと思えます。以上です。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 総括的なご質問をいただきまして、ありがとうございました。

それぞれのご質問に対して、担当課長等からお答えを申し上げたのですが、私は12年を振り返ってみて、やはり何と言っても大きな課題だったのは、スキー場と水道問題であったという考えは強く感じております。

スキー場については、特にいい解決をしたと思っております。町が関わり合いをもう持たずに、土地も直接、国が事業者と契約をして賃貸して、撤退をする時にも事業者の100%の責任、負担で撤退するのなら撤退していただくという契約を結べたということは、国、林野庁へ納得させるのも一苦勞しましたが、事業者の社長にも深いご理解をいただいたと思っております。今日、約1,000万円を超える固定資産税を毎年納入してもらっている現状を思えば、毎年

2,000万円、3,000万円、場合によれば億という費用を負担しても、なかなか黒字経営にならなかったスキー場問題というものが、いい意味で180度転換できたと思っております。

水道については、先ほど申し上げたとおりですが、私は事務屋として初めてこの特別職に就任をさせていただきましたが、事務屋であったことに誇りを持っています。私の担当したこの行政の時代は、どちらかと言えば国や県とのつながりを深くし、財政については深くその内容を理解しているトップが、やはりこの時代はふさわしかったのではないかと。総務課長から基金も39億円持っているという報告をしておりますが、合併当時は全部合わせても17億でした。しかしその間、20億円ぐらいで造る中学が、給食センターまで入れれば30億円を楽に超える金額でした。保育園を造り、役場庁舎を造り、子育て支援センターを造り、そして荒瀬原線県道の負担、三水地区が中心でしたが三用水、4つ目の日影用水まで入れれば4つの用水の整備を完了できた。これからは普光寺の整備に入る。

こういう関係ができたのは、いかにこういう助成制度の予算を使い、県の補助をもらい、時としては国に飛んで国と折衝をすると。今まで、私が職員の時代には国と直接やり合うなどということは、ほとんどありませんでした。いろいろな意味で国とも大きなパイプラインができましたし、県からも副町長を2人も就任をしていただくことができました。

今後は、新しい飯綱町のスタートの年にしてほしいと。今まで良かったものは、従来通り伸ばしていただきたいと思っておりますが、今のこれからの時代に、どういうセンスでどういう人たちを中心にした福祉、政治をやっていけばいいのか、これはやはり新しい世代が考えてほしいという思いでいます。

今日は、振り返るようないいご質問をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 以上で私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は11時5分からとします。

休憩 午前 10時55分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号5番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。通告によりまして順次質問いたします。

最初に、公共交通の確保と充実についてお伺いいたします。

長野市と結ぶ6路線を廃止する方針が公表され、その中で、長電バスが運行する飯綱町から長野駅を結ぶ牟礼線は、昨年12月から減便され、通勤、通学、通院、生活のための足の確保策として欠かせない移動手段だと思っておりますが、今年10月をめどに廃止される状況です。これに代わる交通手段の対策と対応を伺います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。牟礼線の代替交通手段については、昨年より長野市と協調し、牟礼線の運行経路を基本に国や県の助言を仰ぎつつ協議を進めてきました。具体的には、5月号の広報において代替案を示し、町民からの意見を募ったところです。基本的には牟礼線の代替案として、地域間幹線すなわち飯綱町と長野市を結ぶバス路線を持続可能な路線として見直すことを考えています。

現在、運転手不足が深刻な状況にあるため、従来の中型バス2台による運行を10人乗りの乗り合いタクシー1台での運行に変更すること。また、イオンタウンのある宇木バス停から長野駅までの経路を廃止して、運行本数を確保するため長野駅までの他の路線バスや交通機関が利用できるよう、今までの運行経路に、乗り継ぎ可能な東長野病院や長野電鉄、信濃吉田駅にバス停を新たに設けることも併せて代替案としてお示しさせていただきました。

このような変更により、通院や通学の移動については他路線等が利用できることで、なるべ

く現状に近い移動が確保、維持できるものと考えています。今後も地域住民の皆さまの意見を尊重しながら長野市とも協調し、より良い交通手段の確保に努めていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 代替バスの運行本数は、発表によると現行を大きく下回らないようにするとされていますが、16本から11本への約3割減の運行計画となっている状況です。日常生活や通院、通学のための足の確保として欠かせない移動手段だと思いますが、減少本数についての見解を伺います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。代替路線に関しては、乗合タクシー運行事業者を予定していますが、全国的に運転手不足が深刻な問題となっており、牟礼線では現在中型バス2台での運行を行っている状況です。そして、代替路線については1台での運行が限界であると聞き及んでいます。

新たな代替手段としては、始発、最終便の時間帯は現行と大きく変えず、日中は2時間に1本程度の間隔で運行を計画しています。通院に関しては、午前中に利用可能な便を最低1便、午後の早い時間帯にも最低1便確保する方針です。これにより、通院を必要とされている方々が利用しやすい環境を整えることを目指しています。

また通学については、運行路線周辺の学校には始業前に間に合うよう配慮していますが、運行路線から離れた学校へのアクセスについては、代替手段のみでは困難な場合があることも認識しています。そのため、北しなの線を利用することで、始業前通学が可能となるよう調整を進めていますし、授業終了後や課外活動終了後に帰宅できる便についても、最低1便の確保を軸に、通学のニーズにできるだけ支障が出ないよう運行計画を進めていきます。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、町民の皆さんの声をいろいろ聞きながらそれに対応していると、そういう状況です。町としても、住みやすく通いやすいまちづくり、またそういったまちづくり

の一環として、過疎地域を解消するような施策となるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税の返礼品についてお伺いいたします。報道によりますと、S市で返礼品の産地偽装問題が発覚し、返礼品が納税先の産地のものであることが厳しく問われている現在です。当町としても、他山の石と捉え信頼に添えていくことが重要と思うのですが、このことについての対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。先ほどの樋口議員の答弁で、県への報告も含め今回の一連の対応について触れさせていただきましたが、改めて返礼品を提供している全事業者、地場産基準に基づいて出品しているか個々に確認を行うとともに、事業者としての意識の向上も図ってきたところです。

飯綱町の返礼品の8割はりんごで、さらにそのうち8割は感謝りんごとなっています。感謝りんごは規格外のマル特りんごを光センサー選果し、見た目は劣っていても味や品質は正規品と変わらないお得なりんごとして人気の商品でリピーター等も増えている状況です。「日本一のりんごの町」を掲げる飯綱町として、より一層チェック体制を強化するとともに、中間事業者であるカンマッセいづなも含め関係機関と連携を取りながら、寄付者の期待に応えていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 県の調査では、ほかにも地元産と表示しているのに近隣市町村の農産物が混じるなどとしていました。それを知りながら、それを扱う事業者は見ぬふりをして市も点検を怠り直ちに改善しなかったと、そういった状況が報道されています。返礼品を発送するまでの工程でこのような問題が起きないためのチェック体制は、当町としてはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。事業者からの新たな返礼品の出品の際には、中間事業者が他市町村の区域内で生産された農作物の混在がないか聞き取り調査した上で、国に申請を上げています。申請に当たっては、どこの園地で収穫されたものか、近隣の市町村と隣接していないかなど詳細な聞き取りを実施しており、場合によっては園地の調査なども行っています。

また、返礼品を提供している事業者に誓約書を提出していただき、事業者としてもふるさと納税の制度理解を高めていただくとともに、責任の所在も事業者にあることを認識していただいています。

繰り返しになりますが、今、町の重要な財源となっているふるさと納税ですので、一つの間違いが大きな痛手とならないよう、中間事業者と連絡をさらに密にし、事業者への調査、指導を強化するなど厳格なチェック体制を取っていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） この問題は、この報道によりますように、発覚すると取り返しのつかない状況になることが言われています。ですから、行政としてこのふるさと納税の返礼品については、納税者の立場に立っても、一つ厳格なチェック体制を取りながら、そういう制度を堅持して対応していきたいと思うのですが、それについての見解をお聞きします。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） 行政としても厳格なチェック体制を取っていくべきということに対しての質問ですけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、一つの間違いが大きな痛手になると、議員がおっしゃられるとおりですので、中間事業者のカンマッセいいづなどは、現在も月に最低一度は打ち合わせ会議を持っていますけれども、今はほとんど毎日のように行き来をさせていただいています。

連絡をさらに密にし、また併せて事業者への調査、指導を強化するよう厳格なチェック体制

を取っていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 当町は先ほど町長も触れられていましたが「日本一のりんごの町」を掲げる中での返礼品のりんごの収穫量と質の確保が重要な課題になってくると思います。ふるさと納税の一翼のりんごは、飯綱町にとって非常に重要です。そのための生産体制、生産者支援策の充実について、これからの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 渋澤産業観光課長。

[産業観光課長 渋澤陽一 登壇]

○産業観光課長（渋澤陽一） ご説明申し上げます。まず、ふるさと納税の返礼品の主力となっているりんごについてですけれども、先ほど総務課長からも説明がありましたが、現在その中心を占めているのは、規格外のりんご、いわゆるマル特りんごです。こちらを光センサーで選果し、味と品質を担保することによって返礼品として付加価値化あるいは商品化してきたものだということです。

これは近年の正常果の収量減それから気象条件等による品質の低下に対して、生産者の収入の確保それから販売支援を目的に取組を始めたものです。結果としてこのマル特りんごが大変好評で人気になったことで、近年はこのマル特りんごの数量すら不足している状況が続いている現状です。こうしたことから、今、渡邊議員がご指摘のとおり、収穫量それから品質を確保していくための支援は町としても非常に重要であると認識をしています。

今後の支援策の方向ということですが、まず1つ目としては、先ほど樋口議員のご質問でもお答えしましたが、今年度から農業機械の導入に対して補助金を大きく拡充しています。これは多様な担い手の確保を図っていくことも目的ですが、農業環境が非常に厳しくなっている中で、生産者の減少を抑制して生産量の維持を図っていききたいという考えのもとに、機械の補助に対して大きく予算措置をさせていただいたものです。

またりんごの生産量、それから質を確保していく点におきましては、今年度から新たな取組として、JAのりんご部会が中心となり、就農5年未満の方を対象とした、りんごの栽培講習会

というものを実施しています。これは高品質なりんごを安定的に生産していくための体制づくりを目的としています。内容は専門講師による栽培技術の習得、あるいは農家さんたちの栽培計画、農業経営等についても、幅広く学べる学びの場となっています。

ちなみに1回目の講座については、先月5月20日に開催されました。こちらについては28名の新しい就農者に参加いただいて、摘果について学びました。意欲ある生産者がこんなにたくさんいるのだと私も大変感心しましたし、町としてもとても喜ばしいことだと思っています。

こうした取組に対しては、県と町とでしっかりとサポートをして、こういう学びの機会というもの、場というものを継続的な取組として発展させていきたいと考えていますし、こうした取組を通して、担い手の確保、生産量、品質の向上を図っていききたいと考えています。

また今年度から、国の補助事業である中山間地域農業農村総合整備事業が採択されました。これは5か年、6か年とわたる長期の事業ですが、こちらの事業の中で水田の畑地転換による高密度植栽培のモデル事業も予定しています。りんごの生産を継続してやっていただく環境づくりという点において、こうした基盤整備がこれから極めて重要になると考えています。

町としては今後の大きな方向性の一つとして、急峻な樹園地や不整形な樹園地といった生産者にとっては生産しにくい樹園地について、それを平坦化していく、あるいは集団化していく。こういうための基盤整備の取組を町としても積極的に進めていきたいと思っておりますし、そういったことに取り組んでいただける農家に対して支援をしていきながら、りんごの生産性の向上を図っていききたいと考えています。

いずれにしても、今後も生産者の皆様のご意見やご要望等をいろいろな場面を通じてお聞きしていく中で、生産力それから品質を高めていくための具体的な支援策を幅広く進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今後の生産体制に対する考え方を述べられました。今回の偽装問題をいろいろな報道によってつかんでみますと、結局、ふるさと納税者に対するの返礼品が非常に追いつかないような状況になってきて、そして産地偽装に発展しているようなことが伺えます。

そういう点でいえば、わが町のりんごもそういう経緯にならないように、大いに生産体制と質の確保を重点事業としてこれから取り組んでいくことが、「日本一のりんごの町」として、そしてまたふるさと納税の制度の趣旨に沿って返礼品を充足していくことが大事な点だと思います。これからの生産者に対する、そしてまた量と質の確保について大いにしっかり取り組んで、名実ともにりんごの町としての生き残りをかけて取り組んでいただきたいと思います。

次に、牟礼駅周辺整備・発展計画についてお伺いいたします。この件は以前にも取り上げることがあるのですが、県の事業でもあります栄町の交差点、四つ角が、今年度の遅くない時期に完成するという事です。これにより、大型バス等が安全に四つ角から国道18号線に通行できるようになるという状況になります。

これにより駅周辺を含め、交通の流れが大きく変わる可能性もあり、また、手前にあるむーちゃん等の直売所の来客数の増加等の期待も見込めるのではないかと思うのですが、この辺の情勢についての見解をお伺いします。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。主要地方道長野荒瀬原線の旧・かどの三河屋交差点から国道18号線、牟礼駅入口までの間については片側1車線の2車線が道路拡幅改良工事により確保され、令和7年中には大型車の往来がしやすい状況に整備される予定となっております。また、今後予定されている、その南側に続く町道のバイパス工事を今年度から4年ほどかけて整備することで、より一層、大型トラックを含む大型車両など容易な通行が可能となります。

これら道路整備後の交通環境が良くなることで、即座に来客数の増加につながるとは考えにくいところもあります。しかしながら、しなの鉄道を利用しての関係人口を創出するような事業を実施していくことで、来客数の増を図っていくことは実現性がありますし、商店街を活性化させることでも、その効果は十分可能と考えられます。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 大きな可能性があるということで、駅周辺地区をまた新しく大きくよみがえらせる機会だとも思います。また、個々の店の店主の方、家主の皆さんも、この整備発展に対して何とかしたい、役に立ちたいと、そういった機運が今持ち上がっています。

周辺地区発展に向けて組織を立ち上げるなどして、この駅前周辺整備計画を進めることはどうか伺います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。国道18号線、牟礼駅入口から旧・かどの三河屋、その先のニチアスセラテックに続くバイパス工事が整備されたとしても、駅周辺を含む栄町地区をさらに発展させるには、駅周辺整備計画にも記載されていますが、駅前から現在のCAFÉ is K. T付近までの歩行者と車の安全性の確保が課題となっています。

これらを解消するべく再開発を行うことについては、地域の皆さんの多大なるご理解ご協力がなければ実現はできません。しかし、全線ではなくともある一定のエリアについて地権者等の同意が得られる状況で、地域として希望する意思の確認が取れる段階にあっては、町としても取り組む必要性は感じています。

また、そのほか現状の空き店舗を活用したり事業を承継したりするなど、店舗が増えることで賑わいを創出できますし、それを支援する補助制度も本年度から創設されましたので、ご活用いただくことで地域の活性化につながるものと考えています。まずは地域から活性化に向けた要望が挙げれば、町としても協力していきたいと考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） この質問については、以前の議会でも取り上げた経緯があります。そのときに、町長は、整備構想は持っているのだという答弁もされました。ですから、その構想に向けて取り組んでいく考え方もお聞きしたいと思います。地域の町民も期待しております。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員のご発言は、私は一定の構想は持っているのだというほどの答弁はした覚えがないのですが。ニチアスさんまでの道路の拡張に伴う用地買収の過程等において飛び地を残してもらってはあまり協力できないとか、いろいろな事情が出てきたときには民間の人の力も含めて、地域の活性化というか、そういうものを検討していく必要があるだろうと、こういうふうに申し上げたつもりでいます。

牟礼駅のほうへ通じるのも野村上牟礼停線で一般県道ですし、願わくは、今の道路自体もある程度歩道の付くような道路にしていくことも将来的には本当は必要だろうと思われま。そうすると、大々的な工事に発展していくのではないかと思います。いずれにしても一番大事なのは地元の皆さん、そして計画に賛同していただけるような事業者、民間の皆さん等の意見が一致するような時点が出てくれば、非常に面白い方向に行くだろうと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今回のこの質問は、栄町の四つ角が長年の懸案の中で開通できたことを一つの契機にして、発展計画そして整備計画に合わせたらどうかという点で質問しました。町民の皆さんそして駅前商店の皆さんも、そういう点では非常に興味を持っておられます。大いに、計画を示しながら協力してもらいながら、整備等を発展のために取り組んでもらいたいと要望として申し上げながら、私の質問を終わります。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

これで午前の日程が終了いたしました。

これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時33分

再開 午後 1時00分

◇ 中 井 寿 一

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一、通告に従い質問を行います。

部活の地域移行とは、自然消滅に任せるという意味でしょうか。もともと外部の指導者が入っていた部は、そのまま地域移行で存続しているようです。先生が中心だった部、例えば吹奏楽部、あるいは陸上部ですが、今、陸上部は長距離選手2人が自主的に信濃町の牧野さんのところに通っているだけになっています。

私が議員になった頃は、吹奏楽部も陸上部もそこそこの部員がいて活発に活動していました。ほんの3年ぐらい前です。

希望する部員がいなくなったから部がなくなったという話もありますが、そもそも活動もしていない部に希望者が集まるとも思えません。卵が先かニワトリが先か分かりませんが、本来は部員の多寡にかかわらず部を維持すべきではないのでしょうか。中学校は3年間しかありません。たまたま部員が少なくなる時期もあります。町として積極的に部を用意、維持すべきではないのでしょうか。

吹奏楽部については詳しくは分かりませんが、陸上部については長距離の生徒が勝手にやっているだけにしか見えません。陸連の登録については学校の先生がやってくれたようですが、通常の活動は、もちろん部活はありませんので、自主的に信濃町に行って練習しているそうです。

本来、陸上競技とは、さまざまな距離、跳躍、投てき等から構成されています。長距離だけ、駅伝だけが陸上ではありません。特に小中学校は特定の種目に偏らないことが推奨されています。

実際に今年の1年生の中には短距離希望の生徒がいるとお聞きしています。この生徒について、スポーツ協会の牟礼陸上スポーツ少年団や、あるいは上水内陸上競技協会に相談したわけでもありません。事実上、何もしていません。自然に任せているだけです。

ここで町の姿勢を問いたいと思います。自然消滅を待っているのか。積極的に部の維持を行うつもりはないのか。お答えをお願いします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。誤解のないように最初に言っておきますが、飯綱中学校の部活動は自然消滅ではありません。既に完全に廃止しました。今年度、部活動を廃止して、クラブの地域化を完全展開しています。

その上で、今、議員から、例えば部員がいなくなったら部活はなくなるのかという質問がありましたけれども、部員のいない部活は行いません。それは当然です。

前提として確認しておきたいのは、学校での部活動は必ず行わなければいけない活動ではありません。部活動は課外活動ですので、学校によって校長が判断すれば行わなくても全く問題はありません。法的に何か決められているものではありません。

ただ、生徒の自主的、積極的な活動を支援するというところで、学校でやる場合は学校の業務にはなりますが、必ずしも教員がその指導を全部行わなければならないとか、そういう決まりはありません。

時代の流れ、社会の流れの中で、子どもの数が減ってきて学校の規模も小さくなり、一方では学校の教職員の働き方改革が重要課題となってくる社会情勢の中で、部活動を地域移行していこうというのは国の方針、県の方針です。そしてそれを受けて、各地方自治体でも今一生懸命進めているところであります。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 古い人間なのかもしれませんが、高校はそうですけれども、中学校に何々部何とか大会優勝と。過去には、飯綱中学から全中に出た陸上の選手もいます。そういうことを覚えていらっしゃるでしょうか。これはもうあり得ないということでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。部活動で生徒が活躍して上位の大会に行くから、部活動の意義があるわけではありません。部活動というのは、スポーツを通したり、文化活動や

自然科学、社会科学の活動を通して、子どもたちの健全育成、子どもたちの自主性を育てるといったことを目的にやっているのもであって、成果はその結果としてついてくるものであって、それがあから部活動の意義があるということではありません。

かつて私も愛知県で中学校の教師をしている時に、水泳部の顧問をしていて、全国大会まで行ったことがありますけれども、それは結果であって、そのために子どもたちの部活指導をしていたわけではありません。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 地域移行するに当たって、指導者に対する賃金支払いの件についてお話ししたいと思います。

国がどう考えているのか全く分かりませんが、中学校の授業後、放課後の時間帯に動ける大人はほとんどいないと思います。地域移行先の社会体育のクラブの活動時間は通常夜です。中学校の放課後の時間帯になっているところはありません。丸々正確追給を支給しない限り、この人材の確保は難しいと思われまます。

それでも何とかその時間帯で指導者をやってくれる人を見つけても、町の謝金はたった時給500円です。

ボランティアだからこれでいいとか、いや、規定がこうなるとか、他の市町村がこうなっていると、いろいろな言い訳は聞きますが、中学校の部活の先生には正規の給料のほかに、部の活動を見守る場合時給1,000円が出ていました。先生には1,000円出て、ボランティアの指導者には500円しか出さない。これは単なるどさくさまぎれの経費削減か、職業差別にしか見えません。

もしその指導者が、私はボランティアだから賃金を受け取らないというのであれば、そのクラブに支給すればいいのです。ボランティア前提で予算を組むのは間違っているのではないのでしょうか。

そもそも、学校の正規の活動である部活動の指導を長期的にボランティアに頼ることはいいとは思いません。短期的、一時的ならいいですが、長期的に恒常的にボランティアに頼るのは

少し筋が違うのではないかと思います。

少なくとも予算的に先生並みの人を雇えるだけの最低賃金、時給 1,000 円を出すべきではないのでしょうか。希少価値を考えれば、時給 2,000 円でもおかしくないと思います。これについてどうでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 私も 40 年近く部活動の顧問をやっておりましたが、時給 1,000 円も部活手当を頂いた記憶は全くありません。私たちも 500 円以下、それも大会などに行って何時間以上やったら手当が出るような世界でずっとやっておりまして、中学校の教員が部活動の指導をして時給 1,000 円頂けるといふ話は、すみません、何を根拠に言われているか知らないですけれども、そういうことは私は全く認識しておりません。

それから何回も申し上げますけれども、部活動にしろ、地域クラブにしろ、これはあくまでも自主的に行う活動です。文部科学省が教育カリキュラムを決めて学習指導要領に沿って各教科の時間割が決められていて学ぶ、教科書の内容も決められていてそれに基づいてやる、というものとは全く次元が違いますので、そのところを混同してお話しされると、話が違うかなと思います。

例えば、部活動も今はもう地域展開しましたけれども、地域展開でも、全てのスポーツについてクラブができるわけではありません。それは議員もおっしゃったように、指導者がいて、やりたい子どもがいて、それに協力する保護者がいて、そういう人たちが自主的に立ち上げるものです。

それについては、てんでばらばらにやっけてはいろいろな面で問題があるので、飯綱町にはスポーツクラブ、それからスポーツ協会というスポーツを統括する組織があります。そういうところにクラブとして所属していただければ、町からの補助金、いろいろな施設の便宜を図る、それからいろいろな研修の啓発、保険に関してもそうですけれども、そういったようなことも全部まとめて紹介したり、必要に応じては支援していきますよという体制でやっておりま

す。

ただ、そういうスポーツクラブができたから、それが未来永劫ずっと何十年もこの先続くという保証はありませんし、今はないけれどもまた何年後かに新たなニーズがあつて新しく生まれてくるクラブもあると思います。それはあくまでも自主的な活動の中で行われるし、運営されるものだと理解しております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先ほどの1,000円というのは何を根拠にという話ですが、これは飯綱中学校に行って予算書を見て確認しております。先生に時給1,000円が出ています。これは町からです。給料ではありません。いわゆる兼職になるのか、それとは別に町から時給1,000円、町の担当者は900円とおっしゃっていたので、所得税を源泉徴収すると900円ぐらいになるのかなと思いますが、時給1,000円が出ていました。

次に行きます。これは全ての大本になったものですが、平成31年1月25日に中央教育審議会が出した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、これは答申ですけれども、ご存じだと思います。これが一番のもとになっています。

ここの別紙に、要するに学校の働き方改革ということなので、学校の先生がやるべき仕事について規定しています。学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の中に部活動が挙げられています。これは読めば分かると思うのですが、明確に部活動は学校の業務とうたっています。ただし、部活を担うのは先生ではなく、その代わり外部から指導者を雇い入れることを求めています。

また、平成31年3月13日に文部科学省から出ているもの。文書の記号は30文科初第1497号、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」です。

この記の2番、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の中の「業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策」の中の③番にこんな記載があります。生徒がスポーツ・文化活動を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や民間団

体も含めた地域クラブ等との連携等を積極的に進めることとあります。これは何を意味するかといいますと、第一に生徒がスポーツ・文化活動等を行う機会が失われないようにすることです。これが目的です。

ただし、そもそも野球やバレーボールのように部員が少なくてもチームを結成できない場合は、合同の部活動が必要になってくるでしょう。あるいは、部活を指導する人が先生以外に見つからない場合は、指導者のいる学校との合同部活等も必要になるでしょう。指導者が確保できなければ、もちろん地域クラブとの連携も必要になると思います。あくまでも連携であって丸投げではありません。このところは後で出てきますので、よく覚えておいてください。丸投げではない。

この意味は、学校から部活はなくなるといっていいのでしょうか。あくまでも連携であって、中学として部活動が存在するのは学校の関与が前提であるということの意味しています。さらにこの文書には、はっきりと先生以外の部活指導員という言葉も出てきています。

これらのことから、この答申や通知においては、中学校における部活動を肯定していることが分かります。しかし、どこからか分かりませんが、地域移行という言葉だけが独り歩きしてしまっていて、学校から部活動を一掃してしまい、受け皿のないままになっています。本筋から言えば、中学校における部活動を頭から否定するのはおかしい話です。

今回、教頭先生と話して痛切に感じたのは、教頭先生の発言では「中学校には部活はもうないんです」と。これは今、馬島教育長がおっしゃったとおりです。ないのです。これは教育委員会をはじめ、町の対応が間違っているとしか思えません。平成31年の答申や通知と町が実際に行っていることの乖離を、町はどう考えているのでしょうか。お願いします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。最初に議員がおっしゃった中教審がまとめた学校における働き方改革の部活動の取り扱いですけれども、議員がおっしゃったとおり、学校の業務だが必ずしも教員がやる必要のないものがいろいろありますが、その中の一つに部活動があ

ります。

その同じ文章の中にこういう表現もあります。部活動については学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。地域や学校の実情を踏まえ云々…となっております。

飯綱町が本年度から部活動を廃止して地域クラブをつくるに当たりまして、昨年度まで飯綱中学校にあった部活動は、全て地域クラブを立ち上げております。それまで1年生、2年生の時に飯綱中学校で部活動をやっていた生徒たちが、部活動を廃止したら自分が活動する場所がなくなってしまっはかわいそうですし、それでは教育的配慮に欠けます。そこで、スポーツ協会、生涯学習の担当が中心になって保護者アンケートを取り、それから保護者との懇談会を繰り返し、そういう中で何とか地域クラブを立ち上げるということで大変頑張ってくれました。

飯綱中学校だけで存続できないクラブについては、信濃町との連携、豊野中学校との連携といったことも模索して、昨年度までの飯綱中学校の部活動については全部クラブとして立ち上げてあります。だから、子どもたちが今までやっていた部活動の場を失ってしまったということはありません。

なおかつ、地域移行したことにより、ほかにもいろいろなクラブがありますので、逆に中学生の活動範囲は大変広がっております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 吹奏楽部については、結局2人希望があったということですが、どこかほかのところへ行っているそうです。それを地域クラブに行っているというのは正しいかどうか分かりません。

陸上部については、陸連の登録は学校の先生がやってくれたのですが、ほとんど今は自主練という形で、信濃町の牧野さんのところへ行っています。短距離の選手については、希望者がいるということだけで、何も動いていません。特にスポーツ協会を通して相談を受けたこともありませんし、上水内陸上競技協会という陸連の組織があるのですが、そこに相談したことも

ありません。

そういうことですから、地域移行はきちんといつているのかどうかというと、非常に疑問に思います。

先ほどから散々地域移行、地域移行という話がありますが、最新の令和7年5月16日にスポーツ庁から出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめは読みましたか。ここに概要版があります。

この中の真っ先に、「改革の理念及び基本的な考え方等」の中に「改革の理念」という項目があります。この中に大変素晴らしいことが書かれています。少し読み上げます。「急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的」と。はっきりとこれが目的とっています。

ただし※印がありまして、次の行に、「改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮する」と書いてあります。

この辺のところは平成31年の答申からぶれていません。要するに地域移行は目的ではないのです。地域移行はあくまでも手段の一つです。それに加え、この概要版の中からは、地域移行という言葉すらもなくなりました。代わりに地域展開、今ちらっとお話がありましたね。地域展開と名称変更が行われています。この地域移行と地域展開の違いはお分かりでしょうか。

さらに、この最終取りまとめの5番目です。「学習指導要領における取扱い」の項目を少し読み上げます。「地域クラブ活動は、学校外での活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体での生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切」と。要するに丸投げでは駄目だと書いてあります。

「実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着してくることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。一方、その指導体制に

については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日においても、地域クラブの指導者または部活動指導員が指導を行う体制を普及させていくことが重要」と書いてあります。

また、次です。「こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことは考えられる」と、このように書いてあります。要するに、何でもかんでも地域移行するのではない。

目的は、子どもたちがスポーツ活動ができるように維持していくことです。地域移行はただの手段でしかない。だから今まで地域移行を進めていた、手段を推し進めていた国が今考え直しています。それでは駄目だよ、実際に無理だよと。実際に無理ですね。これについて、教育委員会は今後も部活動廃止を続けるのでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。まず、吹奏楽部と陸上部のお話が出ましたので、いい機会ですので説明させていただきます。

吹奏楽部は、昨年度3年が引退した時点で部員が2人だけになってしまいました。本来だったら、そこで吹奏楽部は廃部になるところですが、残った2人がどうしても続けたいという強い願いを持っているということを知りまして、生涯学習、それからスポーツ協会が中心になって、何とかそれを続けていく形を取ろうではないかということで、実は昨年度体験学習会を開きました。

かつて飯綱中学校吹奏楽部で頑張った先輩たちで、今、社会人になっても自分で音楽活動を続けていらっちゃって、オーケストラに入っていたり、ビッグバンドを組織していらっしゃる方々がいます。役場の職員にも吹奏楽部のOBがおりますので、そういう人たちを講師に招いて、吹奏楽部の部員と一緒に、小学生対象に体験学習会を開きました。そうしたら大変大勢来てくださって、その人たちが吹奏楽をやりたいということで、現在吹奏楽部は地域クラブとして活

動しています。

それから陸上部に関しては、中井議員に何の相談もなかったということですが、今、中井議員がやったださっているスポーツ少年団の陸上部は小学生が対象ですので、そちらには多分お話しはしていないと思います。あくまでも今回は中学生を対象としたクラブチームです。

前からそうですけれども、信濃町にある陸上クラブと飯綱中学校の陸上部は合同練習をしたりしていましたので、そちらのほうで今、陸上部は活動しておりまして、スクールバスを活用して送り迎えして、子どもたちの支援をしています。

スポーツ庁の提案については、もちろん私も読んでおります。それは何回も繰り返して読んでいただきたいのですが、スポーツ庁は将来的に、具体的には令和8年を目途に、部活動を廃止してクラブの地域展開、最近地域移行を地域展開と名前を変えましたが、を進めていることに変わりません。令和8年度を目途に完全移行を目指してやっているというのがスポーツ庁の通達です。

ただ、学校の実情、地域の実情に応じて、まだ部活動を早急には廃止できないということもあるんで、そういうところは教員の負担軽減をするために、地域指導者を配置するなどの配慮をしていきたいと思いますという内容の通達だと私は理解しております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 最後の最終取りまとめの話ですが、この4番目に、「地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ」とあります。しつつですよ。並行しています。「地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても」と書いてあります。要するに部活動を無理やり廃止する必要はないという意味に取れます。

それと、先ほど信濃町にクラブができて、そちらに通ってという話ですが、実は陸上の大会においては、クラブチームというのは正式な公認の指導者がいないとクラブとして認めてもらえません。いいですか。正式な公認です。陸連の陸上部の場合はもう一つ厳しいハードルがあって、その指導者は審判の資格を持っていないといけない。要するに、地域クラブとして子どもを受け入れるための条件とすると、審判かつ公認の指導者でなくてははいけないのです。

そうでないと、そのクラブに行ったからといって大会に出られるわけではありません。今年までは学校で登録してくれるということで出られますが、もし来年、中学校のほうで登録しないという話になれば終わりです。

今、正式なクラブと言いましたが、今のところ正式なクラブではありません。自主練で行っているだけの話になっています。その辺を考え合わせて、無理やりこの先地域移行を進めるのか。それとも賃金をきちんと払った部活、先ほどお答えをいただいていませんが、最低賃金1,000円ぐらい、できれば2,000円ぐらい払うべきだと思うのですが、賃金を払って部活指導員を雇うという考えはないのでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。部活動が地域移行して地域クラブになったとしても、その指導者が果たすべき役割は変わりません。例えばクラブチームとして大会に出る時、その大会運営をするために、そのクラブの指導者はいろいろな役割分担をします。それから、クラブを指導するに当たっては、いろいろな資格、それから研修を受ける必要もあります。

これから飯綱町もクラブ活動を発展させていきたいと思っていますけれども、そこでクラブの指導者になっていただく方には、町も補助を出したりして、審判講習があればそういうところに行っていただく、またはパワハラとかモラハラ、セクハラといったことがないように、そういう研修にも参加していただく、他にも必要なものがあればやっていただくということで、地域クラブを存続させるために、指導員の育成にも力を入れていきたいと考えております。

現状としては、日本全国足並みがそろっているわけではありません。ですから、飯綱町は地域クラブとしてスタートを切りましたが、まだまだ準備が整っていない自治体もたくさんあります。でも、はっきりしているのは、近い将来学校から部活動はなくなりますので、それに向けて最大限の努力をどこの学校、教育委員会、自治体もしているところでもあります。

そうはいつでも中体連との関わりがあって、今まだ部活動が残っているところもあれば、地域クラブもあって、中体連も過渡期で大変混乱しています。種目によってはクラブ活動の参加

を認めている中体連もあるけれども、まだ学校単位でなければ駄目というところもあります。そういうところに関しては、中学校も学校名で出さなければいけない。形の上でも学校の監督が必要だといったら、そういうところは協力していただくことになっております。

あと私は何を答えていませんか。賃金のことですね。地域クラブの指導員に限らず、今、日本の労働者にとって一番切実な問題は、賃金を上げてもらうことです。会計年度任用職員にしろ、議員報酬にしろ、役場の職員の賃金にしろ、公務員の賃金にしろ、民間の労働者にしろ、今の苦しい生活を少しでも暮らしやすくするためには、やはり賃金を上げることは大変大事な問題です。それはクラブ指導員に限ったことではありません。

クラブ指導員の報酬については、町の教育委員会が決めることではありません。それはそれぞれのクラブの中で、指導者の賃金を幾らにするかということは独自に決めていただくことですので、こちらがいろいろ指図をすることではありません。

ただ、その時に、クラブの保護者などの過度な負担にならないように、教育委員会としてはスポーツクラブやスポーツ協会を通じて、できるだけ補助をしていく、そういう体制を整えています。指導者の待遇もそうですし、それから保護者負担も何とか軽減できるような措置を取っていかうということで、今、検討しているところです。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 部活指導者や指導員に対して、最低でも1,000円は出るのですか、出ないのですか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 幾らにするというのは、今のところ具体的な数字で決めているものは全くありません。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先生には1,000円出せていた。でも、指導員には1,000円は出せないということですね。素晴らしい。そんなけちな町とは思わなかったです。町がそういう対応であれ

ば、子どもたちは少しかわいそうなところに追い込まれていくと思います。

今、地域移行という話で、陸上部は移行したというお話ですが、実際問題として今のクラブ、クラブというのか、正式にどうなっているのかは分かりませんが、陸連の承認を受けられません。学校である場合は学校で登録して行けるけれども、現状だと生徒が所属しているクラブとして認めてもらえません。審判かつ正式公認指導者の資格がないと。

この辺について、町は今後、正式なクラブの取得に必要な経費などは出していくのでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 指導者報酬について、町で幾らにするかという具体的な数字を考えていないと言ったのは、先ほども申しましたが、それは教育委員会が決めるべきことではないからです。それぞれの部活の指導者に対して、幾ら支払うかはそれぞれのクラブチームの中で話し合っていて決めていただくべき問題であって、それを私たちの立場から言うことではないということで、先ほどお答えしました。

ただ、教育委員会からスポーツ協会やスポーツクラブを通じて補助金を出していきますが、例えばそれを指導者の報酬に当てるか、または子どもたちのユニホームを買うのに当てるか、そういう内訳についてはクラブで話し合っただけがいい。例えば大変優れた指導者だから高額な報酬を払うということになれば、保護者の負担も増えるというようなことはクラブによっては出てくるけれども、それはあくまでもクラブの中のことだということです。

ごめんなさい。話しているうちに忘れてしまったのですが、あともう一個は。

○2番（中井寿一） お金が出るか、出ないかが分ればいいです。

○教育長（馬島敦子） よろしいですか。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） それを丸投げというのは。いいですか。一切関係ない。補助金は出します。あとは保護者と先生と好きにやってねと。それを丸投げというのは。

この最終取りまとめの中には、丸投げしていいとは一言も書いてありません。あくまでも、学校外の活動ではあるものの教育的意義を有する活動でありと書いてあります。学校含めた地域全体です。決して丸投げにしてはいけないのです。その辺をどうお考えですか。丸投げでいいのですか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。議員のお話を聞いていると、子どもたちを教育するのは学校の教師だけのように聞こえてくるのですが、スポーツを通して、文化活動を通して子どもたちを教育していくのは、学校の教員だけではありません。地域の住民といった地域全員が子どもを育てていく、子どもを教育していく、そういう立場にあると思います。そのための地域クラブであります。

議員がおっしゃっている丸投げということの意味が、多分私が思っている丸投げと意味が違うように思うのですが、私は学校が地域に子どもを丸投げして、学校が責任を放棄しているとは全く思いません。今までもそんなことはありませんし、これからもそういうことはないと思います。

教育委員会として、生涯学習、生涯スポーツといったものに携わる者として、地域で子どもを育てていくためにできることは、これからも全力で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 私は一言も学校の先生がとは言っておりません。学校がです。あくまでも学校の一つの活動として、丸投げせずに常にその団体について監視しなければいけない。監視と言うと少し言い過ぎですけれども、例えば練習時間やその他です。

特に小中学生の間はまだ体をつくっている最中です。だから過度な練習を行うと、どこかに弊害が出てきます。これは国のほうで調べた結果ですけれども、陸上、特に長距離は、走り込めば走り込むほど速くなるのですが、体の成長が止まります。特に女子の場合は大事な器官の

発育が遅れたりします。

例えば中体連の陸上などはそうですが、練習時間が明確に決められています。日に何時間、週に何日、土曜・日曜は半日しかやってはいけないとか、どちらかは半日しかやってはいけないと。要するに学校としてはその辺の管理をしなければいけない。地域クラブに移行したとしても。

しっかり学校として子どもの活動を見守ってほしいのですが、この辺についてはどうでしょう。

○議長（青山弘） 馬島教育長、答えるのですか。聞き苦しくて、先ほどからくどい質問を繰り返して、丸投げにすごくこだわっている感じがしていますが。いいですか。

○教育長（馬島敦子） 最後に一言。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員は、先ほど私が学校の教師が指導すると言ったら、教師ではない、学校がとおっしゃられましたが、学校がというのは事実上教師が指導するということです。建物が指導するわけではありませんので。

例えば部活動の時にも、子どもの健康上、それから教師の働き方改革という立場から、活動にはいろいろな制約、制限が設けられたり、規約が設けられています。それは地域のクラブ活動に行っても全く一緒です。そういう指針は、スポーツ庁もこれから地域クラブについて出してくるだろうし、教育委員会としても、そういうものをスポーツ協会やスポーツクラブを通じて各クラブに伝えいきますし、そういう指導はします。

それから、先ほども言いましたように、そういうことに対する教育も、審判研修、指導者研修などをきちんと定期的に行って、徹底してきたいと思っています。

少し考えていただきたいのですが、それぞれのクラブは、そのクラブを組織している人たちが責任を持って運営していらっしゃる。小学生を対象に中井議員も陸上の指導をしていらっしゃると思いますが、そこにいちいち行政が口を挟んできたらどう思われますか。自分たちが責

任を持って一生懸命やっていることに対して、ああだこうだと。それは越権行為というのではないですか。

そういうことは、教育委員会が担うことではないと思っておりますので、そこはしっかり線を引いてやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 小学生と中学生は全く異なります。小学校の部活を私が担っているわけはありません。中学校とはまた別の話になると思います。

町がそういう対応ということであれば、この改革の理念、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する、これを目的として、今後も子どもを支えていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（青山弘） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、6月5日の本会議は、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

令和7年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和7年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	高 橋 秀 一
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行
住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男	保 健 福 祉 課 長	近 藤 久 登

産業観光課長	渋澤陽一	建設水道課長	若林宏行
教育次長	笠井順一	飯綱病院事務長	田中良史
総務課課長補佐	渋澤直樹		

事務局職員出席者

事務局長	清水純一	事務局書記	若林諒
------	------	-------	-----

一般質問一覧表（6月5日分）

順	議席	氏名	発言事項
4	10	石川信雄	1 公共施設等総合管理計画等について
			2 飯綱病院の総合利用について
5	13	伊藤まゆみ	1 保健補導員廃止後の状況は
			2 長野広域連合一般廃棄物最終処分場計画について

開議 午前 10時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、令和7年6月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 石川 信 雄

○議長（青山弘） 発言順位4番、議席番号10番、石川信雄議員を指名いたします。石川信雄議員。

〔10番 石川信雄 登壇〕

○10番（石川信雄） おはようございます。それでは、通告書に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず、公共施設等総合管理計画等についてお伺いします。今回、この質問をするに当たり、町でまとめました計画書、公共施設等総合管理計画と個別施設計画の計画書を一応見て、改めて質問をさせていただきたいと思いますが、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等による施設の状況は。また、取り壊し予定の物件数はと第一に書いておりますけれども、喫緊の課題として老朽化が激しく、存続が厳しいという物件数は現在どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。最初に計画等の概要を若干説明させていただきますが、町は厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的としまして、飯綱町公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定し、令和3年度に同計画の見直しを行っております。

また、より効果的な長寿命化等を図るため、対策の優先順位の考え方や個別施設の状態、また対策内容と実施時期、費用などをお示ししました個別施設計画を令和5年度に策定してきたところです。

まず、個別施設計画の対象とする学校及び企業会計に属する施設を除きます162施設の状況について申し上げます。公共施設の建築年別に見ますと、30年以上経過した施設が全体の約46%に上り、安心安全の観点から、課題がある施設や老朽化が深刻な施設が多くあると認識しております。

また、個別施設計画では、専門家によります設備等の調査に基づく建物自体の評価や稼働率、また行政サービス提供需要、現在の規模での必要性などから、優先順位や今後の方針を示しているところでありますが、将来的に機能廃止とするもの、また、他の施設に機能移管するものにつきましては40施設としております。しかしながら、稼働率が低く、老朽化が著しい施設であっても、現状では町民が利用しているものも多く、画一的に除却することは、町民の不便や地域活動の縮小につながる懸念もありますことから、施設ごと慎重に検討しているところです。

ちなみに今年度の除却施設は、西黒川教員住宅3棟と、病後児保育室として使用していた住宅1棟、また、いづなコネクトWESTの資料庫を予定しておりますが、今後も計画的に長寿命化を進めますとともに、コストの縮減と平準化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） この計画書の中で少し気になった文章があったものですから、赤線を引い

ているのですけれども、これを引用して発言させていただきますが、「普通会計の維持管理・修繕、改修、更新等の1年あたりの金額は約13.39億円となります。これは、現在要している経費6.19億円と比較すると7.20億円の財源が不足することを示しています」とあります。

毎年更新費用が追いついていないという状況かと思いますが、このことについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。公共施設の維持保全、管理の仕方というのは工夫を要するところで、今、総務課長から申し上げたように、施設を耐用年数が来たから新しいものにやり替えていくことを単純にやっていくとすれば、そういう費用がかかってくるということなので、これはこれからの利用の目的、または利用が済んでしまったものか、または新たに違う目的で公共施設の整備にかかるという、やはりケース・バイ・ケースでこれは考えていくしかしようがないだろうと思っています。

ただ基本的に、もう誰かが使っていて、いつ地震が来たりして倒れてもしようがないというような状況の公共施設については、早いうちに何らかの手を打っていかなければならないと、これは基本に思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 公共施設の箱物もそうですが、水道事業・下水道事業もインフラ事業でありますけれども、それを含めると今後の維持管理が大変ではないかと懸念されることであります。水道に関しましては、水道料金の値上げ等もしましたし、改善の方向で考えておられるとは思いますが、今後発生するであろう老朽化に伴う更新費用が果たしてそれで間に合うのかとなると、甚だ疑問を呈するところかと思っておりますが、その点に関して町長、お願いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 公営企業の公共施設というか、償却資産に当たるような施設の維持管理というのは、また別の世界の話であって、これは皆さんから利用料をいただくというものと、そこに国・県の補助がどのぐらいの事業として付いてまいるのか。ちなみに排水管などは地震対策・老朽対策で3分の1の国庫補助が今ありますけれども、残りが借金、起債、公営企業債等を借りたりして、あとは町がどのぐらいの負担を事業にやっっていけるか、体力があるか、その関係で維持を今後考えていくべきであって、それは病院事業しかり、下水道事業しかり、公営企業会計はそうやってやっっていくべきだと思っています。単なる役場庁舎のような収益が上がるものではない、しかし、なくてはならない施設の維持というものについては、これからやはりどうやって節約をして、これを維持していくかというのは、また別の世界でしっかり考えていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 石川議員

○10番（石川信雄） それで、財源不足額について当初10年間は27億円と記載されており、令和33年度までの30年間で76億円と推計されますとあります。できれば当初予算でこういった更新費用を盛り込んでいければ問題はないと思うのですが、どうしても不足額が発生してしまうということでもあります。その不足額をどうするのかを考えた上で、町長は何かいい具体策やアイデアなどはあるでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これからの問題ということで捉えた質問だと思います。合併して町は20年を経過しようとしているのですが、この間、何もしなかったわけではありません。庁舎を造り、保育園を造り、学校を造り、道路を造り、この整備のお金はどうやってきたかという、毎年予算なり決算でご説明を申し上げておき、国庫補助事業、またはいろいろな起債、または最終的に全部補助を引いた残りの、例えば3分の1、4分の1、5分の1は町の一般財源として出していくと、こういう財政運営をしてきたわけで、これからも同じようにこの財政運営をそういう形でやっっていく。これは私、事務屋であったことは少し誇りに思っていると、少し

言い過ぎてしまったと思って反省はしておりますけれども、ここら辺の財政運営をどうやって回していくかというのは、ある意味では、財政当局、町のトップの腕の見せどころだと思っています。

今、単純に30年で70億円、一体70億もどうやってやるんだと。この70億の必要な経費はどこかで工面できるお金はないのか、うんぬんはないのか。しかし、1年で1億円ずつ町が負担をしていくとすれば、これは30年だって30億だな。その1億円はふるさと納税でやるのか、どこかの施設の節約で、そちらの費用を回していくのか。これは財政運営でしっかり計画を立てて、そのための10年の長期、町の総合計画であり、何計画であるわけですから、それを年度当初なり決算で議会に説明をして、認めてもらった中で進めていくと、これが一つの方法だと思っています。

○議長（青山弘） 石川議員

○10番（石川信雄） 町長のおっしゃるとおりかと存じますが、そうは申しましても新規の建設工事ですとか、新しく建てたら建てたなりにそれからまた管理が始まるわけで、プラスアルファされていくわけです。そうすると、施設を建てたら、またその更新費用もふくらんでいくという状況かと思うのですが、将来世代に負担を軽くするという意味では、そういった新規事業を含めた計画も全て含めた上で検討していかなければならないと思うのですが、今後計画している箱物の建築はそうはないと思うのですけれども、道路・橋梁に関しましても、やはり安全を保つにはそれなりの修繕・管理が必要かと思えます。

そういった意味で、ふるさと納税の何割かをこちらの財政の基金に充てるなど、そういうことは今後される予定はあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ふるさと納税は性質上、町長が好きなように使っていただいて結構ですよという、寄付をしていただける人の希望でそういう選択もありますけれども、福祉に使ってほしい、教育に使ってほしい、何々に使ってほしいという目的をある程度示されて寄付をされて

いる金額もありますので、一概に基金に回していくというのはできないというか、そういう性格の寄付だと思っています。

ただ、おっしゃるとおり、将来負担がかかってくると思われるものに備えるために、一定の基金を持つというのは、極めて大事なことだと思っています。したがって、今は財政調整基金、または減債基金、これが大きな意味で、しっかり私はそれだけで願わくば50億円ぐらいのお金を持っていただければいいなど。

ちなみに今、財政調整基金が16億円、減債基金が今3億5,000万円ぐらいで、合わせて20億円ぐらいのお金を現状として持っておりますけれども、私は今年度中にそういう関係の基金を、3億円から5億円の間、積み立ては可能だろうと思っています。そういうお金を基金に回すことによって、心配のない安定した財政運営をやっていけると思っておりますので、ふるさと納税が例えばほとんどゼロに近い形になっても、今の交付税の計算の中でやっていくとすれば、何とか基金を減らさずに財政運営ができていくようなことが予想できますし、またそうしていかなければならないと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員

○10番（石川信雄） 計画書の今後の方針の中で、職員一人一人が経営的視点を持って全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等の実施を検討していきますとありますが、この研修はもう既にされたのでしょうか。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。先ほど個別計画について、令和5年度に策定をしたと申し上げましたが、その計画の完成をもちまして、昨年度、令和6年度の年度初めに個別施設計画を策定した専門の業者を講師に招きまして、今後の見通し等も含め、職員全員を対象にしました研修を実施させていただいております。

○議長（青山弘） 石川議員

○10番（石川信雄） それでは、個別施設計画の分野に移って質問してまいりたいと思います。

町長のこれまでの発言には、赤塩保育園を解体して、町営アパートのようなものを建てたいということでありました。今年度予算に設計料が盛り込まれるかと期待しておったのですが、それはかないませんでした。今の状況とこれからの展開についてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えをさせていただきます。旧赤塩保育園の施設につきましては、現在、旧遊戯室を赤塩焼の協力隊が任期終了後も工房として活用しておりますが、建物が1977年築で48年経過しており、耐震基準を満たしていないことから、近い将来、機能廃止し、取り壊しについて検討をする必要があると考えておりますが、取り壊す場合でも費用負担があることから、今後の利用方法について、いづなコネクト EAST も含めたエリアでの若者住宅や従業員宿舎といった施設を、できれば民間の協力をいただけるような活用方法等を検討する中で、方向性を決定していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今、保育所に限っては、地域おこし協力隊員でありました富高さんが窯をホールに置いて陶芸、赤塩焼の再興に取りかかっていたり、あと SUN でも一部を借りているという話があったかと存じます。地域おこし協力隊で赴任してこられて、赤塩焼を担当されていたわけですが、彼はこの先、独立するという意向等があるのでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。富高協力隊員につきましては、今までもそうですけれども、あそこに窯を置いて赤塩焼の物を作っておりますけれども、窯の移転を常々、ほかに移すよう協力を求めていますし、このところ富高君の活動範囲が長野市内も含めて赤塩焼を広めるといいますか、陶芸の講師として招かれてもおりますので、独立してやっつけける見込みであると考えております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 町内にはほかにも陶芸家がいらっしやいます。中宿にも朝比奈さんという方がおられますが、彼は今、松本市博物館で信州の工芸の作家に選出されまして、そちらでもグループ展のようなことをしておりますが、陶芸家というものはやはり自分の気に入った場所を持ち、そこでするのが本流ではないかと思っております。赤塩焼の再興を担当されたということもあって、一概にすぐ出ていってくださいとも言いづらい状況かと思うのですが、そうは申しまして、いつまでも町に借りてあってはいけないと感じるところでもあります。

そんな中で赤塩保育園の今後ですけれども、取り壊しをするにも費用がかかりますし、これからどうなるかというところであるのですが、一部、カンマッセの社員がここを拠点にアートヴィレッジにしたいというような発言もあったようです。所有者である町を飛び越えて立場をわきまえていない発言であるとは思いますが、その件に関しましては、企画課として聞き及んでおることでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。正式に町に申し込みをされていることはないですが、うわさでそのような話はい最近、聞こえてきました。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） となりますと、あの施設を指定管理でカンマッセに委託するのかという話にもなるのですが、その件につきましては、町長は現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 個々で具体的にそこまで考えたことはありませんでしたけれども、基本的に申し上げますと、指定管理を出すという、そういう責任においては、施設が少なくとも安全であるというような、そういう施設でなければ、いつ倒れても不思議のないという状況で施設を指定管理に出すということは、基本的には全く考えておりません。

また、今の具体的に赤塩保育園の今後ということについては、町がやはり中心に考えるべき

であって、地元の指定管理を受けているというか、カンマッセの会社のほうでこういう希望があるというものについては、いろいろな意味で、それが非常に面白い希望であれば話に乗っていくことももちろんありますけれども、基本的には町がそこをどうやって利用していくかという事は、地元の皆さんも含めて町が決定していくことだろうと思っています。今の時点の基本的な考え方としては、保育園だけではなくて、あの一帯の土地を何か地主さんにもご協力をいただくような手だてを講じて、単なる家があるというものではなくて、赤東のあそこにふさわしい住宅、または住むための素晴らしいエリアになるようなことをして、赤東地域の人口増につなげていければというのが現状の考え方です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 直近の話ではあるのですが、町内のフリースクールが現在の場所はいろいろ問題があって移転したいという話がありました。もう何年も前になりますが、赤塩保育園はどうですかとお伝えしたときもありましたが、そのときはまだ人数も少なくて民家でやっていますということで、古町の民家を借りてやっておりましたが、どうも聞くところによりますと、最近は通う児童も増えてきたようで、手狭になってきたと。そしてまた、その子供たちの声とかそういうものが気になる方がいらっしゃるということで問題にもなっているという話もお伺いしております。

改めて赤塩保育園はどうかと伝えまして、その代表者が現場を見ていたところ、カンマッセの職員からもそのように強く言われ、あまりの対応だったかと私も話を聞いた限りでは思いましたが、赤東地区から子どもの声が聞こえなくなってもう数年たちますけれども、それはそれで寂しいと思ったりもします。そんな中で、もしフリースクールが赤塩保育園を間借りできるのであれば、それもいい話ではないかと思っております。

当初、いづなコネクト EAST をどうするかというときにも、町長は当時、学校を誘致したいというお話もあったりしました。そんな意味合いからも、やはり子どもたちとかそういった若者が集まる拠点にしてもいいのではないかと思いますけれども、町長の中にはそのような考えは全くないでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） フリースクールについては少し誤解があったのか、町長は一切協力体制にないというようなご批判をいただいたという話がありました。全くそういうことではないので、筋を取り違えてもらっては困ります。

これは議員の中からも何とかありませんでしょうかということ、あそこはどうだ、ここはどうだと、私も一緒になって見に歩いた中で、そうだ、第二の赤塩保育園がいいではないかと。緊急的な対応としてこれは町として考えようと、そういうことで企画課の担当にも私のほうから協力体制でやってみてくれと、こういう話を既にしております。

従って、若干今の現場でのやりとりの話はお聞きをしましたがけれども、これはその現場と一緒に立ち会っていたわけではないので、どんな言い方をしてどうだったのかは想像の世界ですが、基本的には町の施設ですので、町がこういうことで今、緊急的な対応としても対応してあげようということで、フリースクール側で、そこで結構ですということになれば、その方向で進んでいったらどうだと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 保育所に限らず、老朽化した施設は所々散見されます。スキー場もそうでしたけれども、売却するような物件等中にはあるでしょうか。例えば、つつじヶ原の管理棟ですとか、東高原に何件かあるかと思うのですが、それを言っています。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 不要になっているので売却という、いわゆる行政財産だったものを普通財産にして民間等にお売りをしていく、または貸していくということは方法としてはありますけれども、当面今の別荘地の管理棟がなくても大丈夫だというわけにはいかないということになると思っております。

ただ、財産として持っている別荘地の3つ4つの区画、または扇平団地にある住宅用地など、

これはもうどんどん買ってもらいたくて困っているくらいなので売却していきたいと思っておりますけれども、その他の少なくとも行政財産はすぐ売るつもりは全くありません。普通財産で箱物が一緒にあって売ってもいいなというのは、具体的に今、思い当たる物件はありません。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） それでは次の質問にまいります。飯綱病院の総合利用についてお伺いしたいと思います。

経営改革プランにより飯綱病院の4階病床が使用されなくなりました。今後の利用計画と、貸し出して賃料を得るなどの検討はということで質問を挙げておりますが、先ほどの公共施設等総合管理計画の36ページにもあるのですが、特に、令和23年度に病院建物（B棟）、令和28年度に病院建物（リハビリ棟）の更新周期が到来するため、多額の更新費用が発生する試算となっておりますと、ここにもあります。

確かに病院も建設当時からしますと、長野オリンピックの時分でしたので、結構年数もたってきております。やはり年数がたってくると、あちこち修繕が発生してきたり、医療機器に限っては更新時期を迎えたりしているかと思いますが、その点を含めてお願いしたいと思います。

○議長（青山弘） 田中病院事務長。

〔病院事務長 田中良史 登壇〕

○病院事務長（田中良史） お答えいたします。まず経営強化プランに係る病床再編についてですけれども、県、保健所、関東信越厚生局への行政手続き、また診療業務運用切り替え、診療情報システムの設定切り替え、それから患者さん及び医療機器の移動等、無事完了の上、令和7年4月1日より新体制での稼働を開始しております。病床再編により廃止となった4階病棟の再活用というところですが、今後は地域医療のニーズに応じた適切な対応を検討してまいりたいと思っております。

ご質問の中にありました場所の貸し出しという点についてですけれども、こちらにつきましては、少なからず用途に応じた設備改修工事が必要となるものであり、将来的な再利用の方向性が十分に検討されていない中、医療病棟として構築されました極めて特殊性が高く、かつ現

在も使用可能であるという設備を一時的な目的のために改修するという選択が現段階では難しいという状況にあります。

こうした理由から当面の間、4階につきましては、施設として現状のまま再利用できるという方向で、患者やご家族の医療相談スペースとしての利用、それから各種委員会、カンファレンスでの利用、また倉庫スペースでの利用ということで活用していきたいと思っております。現在、地域包括ケアシステムの推進に伴い、高齢者や慢性疾患を抱える方々の医療・介護ニーズが高まってきております。このため、今後の案としましては、例えば廃止された病棟を地域包括ケアに関連するサービスの提供に活用するということが一例として挙げられます。具体的には、介護医療院の設置ですとか、リハビリテーションや在宅医療支援体制拡大、こうしたことで地域住民の健康維持、それから生活支援に寄与できると考えます。

しかしながら、こうした用途変更においては、人員体制の確保というところが大きな課題になります。新たな機能を持たせるためには、それに見合った専門的な人材の確保が不可欠です。現在こうした人材確保が非常に難しくなっており、人材育成、また採用活動を強化して必要な人員を確保するための施策も必要となります。

これに加え、再利用に当たっては、先のとおり、施設の改修、また設備の整備が必要です。これにはできる限り国や県からの補助金や助成金を活用しまして、効率的かつ効果的な投資を行うことが求められます。また近隣の医療機関、福祉施設との連携を強化し、相互に支援し合う体制を構築していくということも重要です。これにより地域全体での医療介護サービスの質を向上させることが可能になります。

今後の4階再利用の検討については、地域住民、それから関係者との意見交換を行い、透明性のあるプロセスを確保することで、より実効性のあるサービス提供が実現できると考えています。病院事業検討委員会、また一般の意見募集などを通じて、地域との信頼関係を築きながら進めさせていただきます。

最後ですけれども、廃止された病棟の再利用は、単なる施設の活用というところにとどまらず、地域医療の質の向上、また、住民の健康増進に寄与するという重要な取組であると認識を

しています。今後も地域のニーズに応じた柔軟な対応を心がけ、持続可能な医療体制の構築に努めてまいりたいと思います。

それから、修繕についてB棟・C棟のお話がありました。確かに相当な年月がたっていて、そちらも課題ですけれども、今一番新しいA棟で見ましても、こちらの竣工年度は平成12年ということで、25年の年月が経過をしております。経営強化プランによる経営の立て直しと同様、設備改修というところは、持続可能な地域医療の提供のためには避けては通れないという課題と言えます。

現在、患者さまからもさまざまなご要望などをいただくことも多いですけれども、ある部分を部分的に修繕しても、また別のところが破損すると。応急手当的に補修するというのを近年繰り返しております。根本的な大規模改修というところがやはり必須となっている状況の中で、また現在の経営悪化の中、こちらを進めていかなければならないという事情もあります。こちらで劣化調査をもとにして優先順位をつけて、将来を見据え、このたび20年、25年というような長期スパンで修繕計画を準備しております。

住民の皆さまにはご不便をおかけしている面も多々ありますが、やはり今後よりよい環境、かつ持続可能な地域医療の提供に向けて全力で進めてまいりますので、こちらについてはご理解とご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 模範的な回答をいただいたかと思います。4階の病床を今、使用していないのはもったいないという声をあちこちから聞き及んでおります。

私が今回、この質問をしたというのは、民間側に貸し出しできないということを含めて質問しておりますけれども、具体的に賃料として得るのも一つの道ではないかと思いますが、やはり今までの町立病院の歴史やセキュリティーの関係なども考えると、簡単にはそうはいかないだろうと思っています。そんな中で地域に根差した飯綱町立飯綱病院ですから、住民の健康福祉の増進に寄与していただくのはもっともなことだと私自身も思っております。

そんな中、4階をいかにして収益を上げていくかが課題かと思うのですが、そのプロット、

筋書きをどういうふうに構築していくか。今、事務長の発言の中にもありましたけれども、そこをもう少しクリアになるように、具体的にこうしていきたいという思いがありましたら、再度質問していきたいと思いますが。

○議長（青山弘） 田中病院事務長。

〔病院事務長 田中良史 登壇〕

○病院事務長（田中良史） 今のご質問に関してですけれども、まさに今4階はがらっと空いています。先ほど申しましたとおり、カンファレンスですとか患者さんのご家族の相談、そういったところで利用はしていますけれども、現場を見に行くと、やはりもったいないと感じるのは正直なところですよ。

今後の活用につきましては、さまざま先ほども申し上げましたとおり、需要検討委員会ですとか、一般のご意見をお伺いするということで透明性を持って検討はしていきたいのですが、補助金関係について確認をしてみました。まずA棟建設の資料、20年以上前の資料を確認してみましたけれども、医療提供体制施設整備交付金というところの、不足病床地区病院施設整備事業に該当しまして、病棟に対する補助金が支給されております。

交付の条件としましては制限事項がありまして、厚生労働大臣が別に定める期間、これは39年とされており、こちらが経過するまでに都道府県知事の承認を受けないで、この補助金の当初の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは取り壊ししてはならないとされています。

それから、起債対応部分につきましても、A棟建設に係る償還期間は30年ということで、令和11年度末までとなりますが、こちらを県に確認しましたところ、その償還前の当初の記載目的、これは病院経営に関することになりますけれども、この目的外での転用は、やはり県への協議が十分に必要というところで、いずれにしても4階病棟の再活用・再利用については、内容によりますけれども慎重な対応が必要となってまいります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、やはり非常にしっかり造られた空間でありますので、十分に検討して、できれば何かしらの収益につながるができるよう、しかもそれが住民の

皆さんの健康増進に必ず関わってくるところであるということも条件になってまいると思いますが、そちらも踏まえ検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 聞きたかった核心に触れていただきました。転用できるのかどうか、まずそれが聞きたかったことであります。

それで、町長に今度はお伺いしたいと思いますが、昨年度、補正に次ぐ補正で予算措置しましたけれども、今後そういったことがないようにぜひお願いしたいと思いますが、病院経営というのはやはり特殊ですから、病院がさかっても住民の健康福祉を考えると、それはそれでどうかと首をかしげるところもあるのですが、収支バランスの均衡の取れた病院経営をしていくというところで、町長の気持ち、思いをここで伺いしてみたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、国立病院も大赤字、県立は皆さんご存じのとおり全部赤字、そしてこの間、NHKで都内の病院もいつ閉院するか分からないと。こういう状況の中で、1万人足らずの飯綱病院の収支バランスを取るように経営をしろというなら、この商売を辞めて経営コンサルにでもなったほうがよほどいい稼ぎをするのではないかと思うくらいで、極めてそれは難しいご指摘だと思っております。

ただ、今の病院のベッドの数を減らすことにおいても、伊藤病院長は、なかなかうんとおっしゃっていただけなくて、やはり今まで続けてきた先輩各位が大変努力して続けてきたこの病院の規模を、僕の時代に縮小していくのはとても耐えられないと、本当に深刻にそういう話をされていましたが、私は2人で、先生どこかでしっかり話をしようやということで、2回くらいじっくり3時間、4時間話すうちに、先生もようやく納得をさせていただいて今日のような状況になってきたのですが、少なくとも効率のいい経営体制になってきたということは間違いありません。

またもう一つは、看護師さんその他のスタッフの皆さんの働き方改革では、良い環境に向か

ってきた、これも間違いありません。特に看護師の勤務体制というのは非常に、私があいさつに行ったときも喜んでいる人が非常に多くて、うれしかったですけれども、そういう方向になっております。

ただ、そうやって一生懸命努力しても、なかなか収支のバランスが取れないというときには、私は経営というよりも、そのときに町がどのぐらいちゃんとバックアップしてあげる力を持っているかが、町のトップとしての役目だろうと思っております。そんなことを皆さんにしっかりやっていただきたい。町としても、バックアップ体制は整えておりますから、ぜひ安心して勤務してほしいということを各年度の初めにあいさつをさせてもらったりしてきておりますが、そういう中で、病院と町と福祉関係者、今、強化プランの中で初めて副町長を中心にしたそういう経営チームを結成いたしました。

そしていろいろな関係者が集まって、どうやって経営を立て直していくか、または、逆に言えば町民の皆さんが病院を使いやすくしていくか、そういうものを研究しようということで、そういう研究会を立ち上げて取り組んでおりますけれども、4月5月の経営報告を見ますと、前年よりもいい成績で入院の収入が多く出てきておりまして、これは非常にいい傾向だと思っておりますが、何とか病院のスタッフの皆さんと一緒に力を合わせて経営を改善させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、4階だけは、災害時に大きくけがをしまつたり、うちに置いておけない患者さんの受け入れとしては、私は、あそこが一定のもので使つても、すぐそういうものに転換できるような体制でいるというのも非常に大事だと日頃思つております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今しがた町長からは希望のある発言をいただきました。ぜひ事務長には町長の今の発言をスタッフにお伝えいただき、今後も病院の発展にご尽力いただければと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 石川議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は11時からとします。

休憩 午前 10時52分

再開 午前 11時00分

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇]

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。通告に従いまして順次お聞きしてまいります。

まず、保健補導員廃止後の状況はということでお伺いします。

プライバシーの保護が指摘され、保健補導員により届け、回収していた翌年の検診の調査書が各世帯へ郵送され、健康管理センターへ返送していただくようになりました。担い手の高齢化のため、区からの要望により保健補導員が廃止され、今定例会で廃止の条例改正が提出されています。保健補導員が担っていた業務は健康推進係で担当するとのことでした。

まず1点目として、保健補導員がいたときから、毎年12月半ばから次年度の検診の調査書が発送され、記入の上、1月19日までに返送してほしいということで調査が行われていましたが、保健補導員により配布回収していたときと個別郵送後の回収率に違いがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 近藤保健福祉課長。

[保健福祉課長 近藤久登 登壇]

○保健福祉課長（近藤久登） それでは私のほうからお答えを申し上げます。まず、今、議員からお話がありました保健補導員は、令和5年度末をもって廃止となりました。令和5年度の調査書の配付及び回収の状況は、対象世帯数4,066世帯に対し回収世帯2,677世帯で回収率は65.8%です。廃止後、令和6年度につきましては、対象世帯数4,079世帯で回収世帯が2,632

世帯で64.5%になっています。

いずれも当該年度の2月上旬時点において集計した数字であり、保健補導員の廃止前後で、回収率に大きな違いはありません。

なお、調査書の配布回収については議員からもお話がありましたように、個人情報の取り扱いや補導員の負担軽減の観点から保健補導員廃止前の令和元年度から郵送方式に切り替えています。その時点での切り替えの回収率はデータを取っていませんでしたが、担当者への聞き取りでは9割程度、回収率があったという状況です。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） やはり保健補導員が直接各戸に出向いて調査書をお渡しして、日を決めてまた取りに伺ってというときのほうが、回収率は高かったということになってくると思います。当然、住民の方も来ていただくからにはそれなりの準備もしておられたと思います。

実は、私ごとではありますが、昨年度、検診の要望を出したにもかかわらず何も通知が来ないと思って大掃除をしたところ、封筒に入ったまま返送しなかった調査書が出てきたという経験がありまして、もしかしたらこういうことになっているお宅も少なからずあるのではないかと考えたわけです。

わが家は全員かかりつけ医があって、定期的に血液検査、尿検査等はしていますので大きな支障は出てこなかったわけですが、一番大事な予防医療というところに係っていく大事な基盤になってくるわけです。やはり町として、特に国保の方には大きな支援もしていただきながら特定健診等もやっていただいていますし、特定健診、総合健診、がん検診等、受けていただくことがとても大事なことです。

なかなか勧奨していただかないと、自分で予約を取ってというのはお忙しい中で大変だということもあるので、返送がなかった者に対してどのような勧奨を行っているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（青山弘） 近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇〕

○保健福祉課長（近藤久登） お答え申し上げます。まず、調査書の回収にあたり、締切日前においては防災無線での呼びかけを行っている状況です。それから調査書の未提出世帯に対し、再度調査書の提出を求めることまではしていませんが、特に結核検診は従来から検診票を該当個人宛に郵送させていただいています。

また、特定健診については、令和6年度から調査書の未提出者及び調査書において未回答であった方に対して、個別のはがきにより案内状を郵送して受診についての勧奨を行っている状況にあります。なお、その他、保健師が個別の電話連絡等の問い合わせに応じたり、相談等も応じて受診に結びつけているケースもありますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 通常業務を行いながら勧奨を行っていくというのは、なかなか大変な作業になると思います。3割強、34から35%の方々が未提出という状況の中、また提出をされても調査書が空欄になっている方も間々おられる中、人的には担保されているのかどうかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇〕

○保健福祉課長（近藤久登） 人的な担保ということですが、一概に申し上げられませんが、昨年度保健師が退職してしまったこともあり、今年度から新たに保健師を2人採用することができました。新たな保健師の人材も育成しながら、今そういった取組も向上させるよう、人材的な教育も含めて進めている状況ですので、よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 以前、特定健診において、保健指導の関係等についての連絡はなかなか大変だということもあって、事務方が手助けといいますか、入りながら保健師をフォローしているというお話もお聞きしていました。日常業務がある中、そのようにしていかないと多分回っていかないと思いますので、その辺の工夫もされながら町民の方々の健診意識の向上を促すような取組も大変重要になってくると思います。

早期発見・早期治療がとても大事です。特に糖尿の方は、早く発見をして重症化しないうちに食生活を改善したりしながら、重篤にならないように日々やっていかないことには、医療費も大変になりますし国保の保険料も上がっていくことになっていきます。それにつけても、町民が本当に安心して暮らし続けられるまちづくりということについては、きちんと位置付けていくべき事業であると思っています。

回収率を向上させるために、回収期間中は防災無線を使っているということでしたが、ほかには何か考えられないかということに関しては、多分まだこれから考えていかれるということになってくると思いますが、少し力を入れていただかなければいけない部分ではないかと思えます。保健補導員が当たっていたときと比べると、これだけの差が出てきてしまっていることを考えると、もう入り口から漏れている人が出てくるということになります。ぜひいい知恵を出して、具体化して行っていただきたいと思えます。

次に、各区で実施をされていた健康教室の開催状況についてお聞かせください。

○議長（青山弘） 近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇〕

○保健福祉課長（近藤久登） お答え申し上げます。令和5年度における地区や団体が主催する健康教室は、9地区で開催しています。そのほか、高齢者との接点が多いパワリハ指導員を対象とした健康講座を開催し、普及啓発に努めてきました。テーマとしては、認知症と生活習慣病の関係性、それから高齢期の食事について、高齢者の心の健康づくり、生活習慣病とフレイル予防、血圧と原因についてなど、地区からの要望等に応じテーマを設定し実施してきました。併せて、町が推進する健康診断等の受診案内についてもお知らせし勧奨も行っています。

また、保健補導員廃止後の令和6年からは社会福祉協議会が主催する、通いの場、いわゆる「いきいきサロン」と呼ばれる各地区で開催されるいきいきサロン。そういった各種事業とタイアップしながら、3地区へ訪問して各種テーマに応じて健康教室を開催しています。

コロナ禍が落ち着き、ようやく地域での活動を再開する団体もあるように聞いており、令和7年度におきましては各区や団体からの要請による出前講座のほか、社協が主催する事業とも

タイアップしながら、より多くの健康教室の実施を推進していきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 保健補導員は私も 50 代前半でやらせていただいて、どちらかといえば健康について学ぶことが中心であったと思います。それを地域の方々と共有しながら、健康で長生きしていくということについての知識を広めていく、自分自身も習得していく。あとはゲートキーパー講座等も受けながら、知識を深めていくというようなところにおいては大変有意義だったと感じていました。

保健補導員が活動しているときからの課題ではあるのですが、健康教室へ参加される方々が、やはり女性、それもおうちにおられる、どちらかといえばマスターズ世代の皆さんが多くなってくる。若年層の方々や男性の参加をどう得ていくのかというのが変わらぬ課題であると思うのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇〕

○保健福祉課長（近藤久登） お答え申し上げます。健康教室の開催状況については、参加者が女性に偏りがちというご指摘も聞かれます。この点については、男性にも親しみやすい、興味を持っていただけるようなテーマに設定したり、各地区の会合やイベントと連携した実施の方法について工夫するなど改善策を講じながら、各地区や団体に呼びかけていきたいと考えているところです。よろしくをお願いします。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） うちの集落においても夏祭りが毎年行われます。毎年ではないですが、その前に役員が準備をしながらほかの方たちは、うちの場合は 2 階の集会スペースで、健康について学ぶ時間を 30 分ほど取っていくという取組もしています。そうするといろいろな年代の方に参加していただける。日々思っていること、疑問や懸念をお話いただくには、やはり工夫が必要になってくると思います。

若くてもさまざまな病気を発症するということがあります。その点、頭にいつも健康というものを置いて生活をしていただくような気付きの場というものも提供していくことが重要になってくると考えます。今後もこの部分においては、取組に関してはまだまだ浅いとは思いますが、重要な部分でありますので活躍を期待していきたいと思っています。

次に、長野広域連合における一般廃棄物の最終処分場の計画についてお聞かせいただきたいと思えます。

2か所の一般廃棄物最終処分場の候補地に地蔵久保が含まれており、令和8年2月の長野広域連合理事会で最終候補地を決定する手続きが進められています。広報6月号の20ページにも記事が出ておりました。なかなかこの問題は町全体のものとはまだなっていない、最終候補地になっていないというところもありますが、町民の安心安全な生活を守るという立場からお聞きをしております。

同僚議員からも質問があったと思いますが、まず当該地を選定した者とその選定理由についてお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答え申し上げます。今、伊藤議員のほうからお話がありましたが、この質疑については令和6年3月議会に同僚議員から同様の質問を受けておりますので、その回答も踏まえてお答えさせていただきたいと思えます。

一応選定した者については、最終的には町が選定したことになります。選定理由は、担当課である住民環境課において、長野広域連合から示された候補地を抽出するための物理的条件や法的条件をもとに該当地を選定する中で、適地だと判断しました。令和2年12月に開催された飯綱町環境審議会の意見を聞いた上で決定したということです。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 長野広域連合が付けた条件というものが幾つかあり、それに対して法律的、物理的に当てはまるという中で選定をされたということになるわけです。この飯綱町は、

これまでの大変長い間の地球の地殻変動によって形成されたすり鉢状の地形を成しています。すり鉢の底に市街地で人々がたくさん住んでおられる。今回予定されている所は、その尾根の早くいえば上のほうです。生活している所の上に当たると思われます。

そういう中、安全性への不安も寄せられています。一つは山の尾根に大変大きな穴を掘って、そこにシートを張って埋めていくということ。その穴を掘った土砂が、そのままその横にずっと堆積されたまま事業が経過していくことになります。ほかに運び出すこともしないし、ほかから土砂を持ってくることもない。埋め戻していくには大変いいことであるとは思いますが、そういう中で環境破壊というものはどうしても起こってくると思うのです。

これに関してはどのように捉えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答え申し上げます。環境破壊ということですが、これは2番目の質問の答えということでよろしかったでしょうか。それではお答えさせていただきます。

この内容につきましては、令和4年に長野広域連合が実施した文献調査及び現地踏査では、地形の状況は丘陵地系の尾根部に位置し、凹型斜面に崩壊地などの変状地形は確認されず安定しているとされています。また、地質の状況は、飯縄山を起源とする第四紀の岩屑なだれ堆積物が分布するが、斜面中に不安定な堆積物はないとされています。ただし、基盤の堆積岩と岩屑なだれの地層境界付近は滞水している可能性があり、周辺に湿地が認められることから地下水位が高いことが想定されています。

最終候補地となった場合のことですが、長野広域連合では地形計測や地質調査等の詳細な調査や生活環境影響調査の実施によって、安全性を確認していくことになっています。当町としても、長野広域連合と同様に、各調査から安全性が保たれているか確認に努めていきたいと思っています。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） この安全性についてですけれども、もしここが最終候補地となった場合、

土砂がそのまま積み上げられたまま埋め立てが終わるまでそこに存在していくことになる。また、現在の気象変動が大変大きくなってきて、50年に一度100年に一度という豪雨が頻繁に起こってくる状況で、そういうような所でも大丈夫なのかという不安の声もあります。日本は地震大国で、善光寺地震ほどの大きな地震は1000年に一度くらいであろうといわれていますけれども、現在、南海トラフ地震が大変近いのではないかと懸念に挙がっています。

また、先日も地震がありましたし、地震でも本当にこれが耐え得るのかという心配が寄せられているわけですが、その点について広域連合の中ではどのように説明がされているのでしょうか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答え申し上げます。今、伊藤議員のほうから、埋立地の関係があり、その隣に覆土を置くことに心配されているとありました。たまたま地蔵久保については、その覆土材を利用して埋め戻すということで十分に土量があるので、現在の施設の構想図ではそういう工法になっているということです。

また、今までの各地元区での結果報告会でも、そういった危惧される状況を質疑されている状況です。当然30年一や50年一の危険が当然伴うものと考えられるので、今度こういう最終処分地を造るに当たっては、そういうことも考慮した上で施工していくと長野広域では説明しております。

切にそう言ったことを希望しながら、万が一、飯綱町にその施設を造ることになったとすれば、そういうこともしっかりと町でも検証した上で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） はっきり言って100%の安全というのはあり得ないということではあると思います。その懸念がいかに低くなるかということになっていくとは思いますが、物は上から下へ落ちてくるものです。もしものときは考えなくていい状況が一番いいわけですがけれども、

考えざるを得ない状況が生み出されていく可能性があることについては、やはり不安は拭い去れないという状況が生み出される可能性があることが心配されています。

あそこが本当に適地かと考えると、決してそうではないのではないかと。それでは飯綱町でどこが適地かと言ったら、大変厳しいのではないかと思うのです。それでは私たちに何ができるのかと考えざるを得なくなってくるわけです。確かにほかの地域においては、それぞれが迷惑施設というものを受け入れて今まで対応もしてこられた。私たちはそれを享受してきた立場にあったと思います。だからといって、町民の生活に不安を持っておられる方がいるという状況を残したまま進むべきではないと思います。

その点については、町長も住民の皆さんが本当に理解をしていただくまできちんと説明をしていくと、前回は重ねて申されておりましたので、そうではあると思うのですが、本当に納得のできる説明が得られるのかというところは大きな疑問として残るだろうと思っています。町長の任期が過ぎてから決定になってくるという状況ではありますが、今までの姿勢がそのまま次の町長に引き継がれていくことを大きく期待するわけです。そこのところはまた、後任の方をただしていくしかないのかとは思っています。

一つは、エコパーク須坂は予定埋設量を下回っていても、埋設する期限が来たら閉鎖をされるとお聞きをしています。どこかに処分場を造っていくことになると、必ずそこで環境破壊が起きてくることを考えると、もう少しエコパーク須坂を使わせていただくというような議論の余地はないのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 進捗状況によってそういう話が出てくるかもしれませんが、議員のそういう意見は須坂の仁礼の人にしてみれば、何を言っているのかというような反発が出ると思います。10年で撤退をして閉鎖をしていくというのが、途中で話が変わってくるというような。おそらくそういうことが起こらないように、着々と事務局で進めていくのだらうと思っています。

議員がおっしゃるとおり、一定の環境破壊がゼロだというわけにもいかないし、東黒川の皆さんの反対署名の中にも100%安全だというようなことはない。世の中100%でなければオーケーできないという考え方で進んでいけば、トンネルもできなければ何もできないとつくづく思っています。

ただ、住民の皆さんの立場に立てば、長野広域の事務のほうでも承知をさせていただいておりますけれども、十分説明をした上で納得がいかないというようなことであるのなら、それはそれでまた考えましょうということになるのではないかと思っています。須坂も決定してから仁礼の皆さんに納得をさせていただくまでに4年から5年かかりました。どのぐらい長野広域の事務局と須坂市と一緒に説明をして歩いたのだろうと思っています。

したがって、もし長野広域で飯綱町という決定があった場合には、私たちは本当に心配のないということを精いっぱい説明し続けていくことが極めて大事だろうと思っているのと、約束をしたことはそのとおりに履行していくことを、やはり前例としてしっかり残していかなければならないだろうと強く思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） エコパーク須坂の埋立期間は確か15年だったと思います。その間に次の所が稼働できるように準備を進めていくということになっていくのだと思います。どこにできたにしても、私たちがごみというものに関して取り組む姿勢とすれば、ほかの市町村に先駆けて飯綱町は分別を大変細かくしっかりやってきていただいた。それは担当の方々が努力を重ねていただいた結果であると思っております。

それをもっときちんと進めていく。可燃ごみを減らしていく努力を重ねていくしかないと思います。生活をするからにはごみは出てくる、けれどもそれをいかに少なくしていくのか。いかにきちんと分別をして、リサイクルに回すものは回していく。堆肥にできるものは土へ返していく。そういう取組を強めていくところがこれからとても大事になっていくと思うわけですが、その点についてどのようにお考えになっておられるかお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答え申し上げます。ごみの減量化や分別についての考えということでお答えさせていただきます。各区組で構成された衛生組合のご協力のもと、町民の皆さまには可燃ごみや資源ごみ類の分別収集をはじめ、その分別ルールの徹底、資源回収の活動の支援を行うなどしてきております。さまざまなごみ減量やリサイクル施策を進めてきた結果、町のごみの排出量は、令和6年度はまだ確定してないのですが令和5年度については前年より減ってきているという状況です。

実は令和6年度に、衛生組合の一部地区のご協力を得て、組成調査というものを行っています。可燃ごみの中に、分別をお願いしているプラスチック類、古紙類がその中で割合として約25%入っていました。また、可燃ごみとして搬出されたケースで、手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスについて約30%ありました。

そういったことから、引き続き分別の徹底や食品ロス削減のための行動など、ごみの減量の取組をしていきたいと思っています。具体的には、皆さんやられていると思うのですが、生ごみの重量を減らすためにぎゅっとひと絞りの水切りをしてから捨てたり、今、町のほうで助成制度を拡充していますが、コンポストの容器や生ごみ処理機をできるだけ利用するなどです。

また分別ガイドブックについても、本年度新たにしていますので、その分別の徹底に取り組むなど、食品ロスを減らすための3Rではなく4Rの取組を徹底していこうと思っています。昨年度までは、行政報告のほうに3R、「リデュース、リユース、リサイクル」の取組を推進しているのですが、最近「リフューズ」というもの、要するに買い過ぎないなど、そういった内容も踏まえて取組をやっていこうと考えています。

周知の方法については、粘り強く町広報誌の掲載や、ホームページは当然ですが、衛生組合長会や学校等の環境教育の場や出前講座を通じて、町民の方に周知徹底していきたいと思っています。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） これから最終的な結果に至るまでにはまだまだ少し時間がかかると思います。今、それぞれの区から具申していただく内容について取りまとめをされているということです。それを見ながらまた変わっていったり動いていったりするようなことがあれば、たぶん議会へもお話がいただけるし、地元への説明も入っていくようになると思います。

ごみ問題は生活に直結した問題でもありますので、丁寧な進め方をさせていただけることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山弘） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） お諮りします。明日6日から6月19日までの14日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、6日から19日までの本会議を休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお6月20日の本会議最終日は、午後1時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前 11時42分

令和7年6月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和7年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年6月20日（金曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第10号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 発言の取消し申し出について
- 日程第 3 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 5 議案第63号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第64号 令和7年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第65号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第66号 物品購入契約の締結について
- 日程第 9 議案第67号 物品購入契約の締結について
- 日程第 10 議案第68号 物品購入契約の締結について
- 日程第 11 発議第8号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書
案
- 日程第 12 議員派遣の件
- 日程第 13 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 辺 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	近 藤 久 登	産 業 観 光 課 長	渋 澤 陽 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務長	田 中 良 史	総 務 課 課 長 補 佐	渋 澤 直 樹

事務局職員出席者

事 務 局 長	清 水 純 一	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんご苦労様です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第10号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言の取消し申し出について

○議長（青山弘） 日程第2、発言の取消し申し出についてを議題といたします。

峯村勝盛町長から6月5日の会議における発言について、お手元に配布しました発言の取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

峯村勝盛町長から発言取消しの説明を求めます。峯村勝盛町長。

[町長 峯村勝盛 登壇・説明]

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会議長 青山弘殿、飯綱町長 峯村勝盛。発言取消申出書、令和7年6月5日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので議会において許可されるよう申し出ます。

記として取り消したい発言、次ページをお願いしたいと思っておりますが、上段に下線が引いてある部分でございます。この部分でございますが、決して不適切な議会における表現を使ったと

いう思いはございません。ただ、この文章を何も背景を承知していない人が見た場合に読む人にとってはこれは何を言っているのかねという、こういう内容にあたってしまうと、そんなふうに指摘もございましたし、私も読み返してみるとそんな感じがいたします。

そこでこの下線部分の取り消しをいたしましても私の答弁の趣旨のこういうような背景があるから何とかしていきましようということとその次の文章につなげていけば十分答弁の内容はご理解いただけると、そんなふうに思いましたので取り消しを申し入れました。お願いいたします。

○議長（青山弘） お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。したがって、峯村勝盛町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。中島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中島和子 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。総務産業常任委員会審査報告書、令和7年6月20日、飯綱町議会議長 青山弘様、総務産業常任委員会委員長 中島和子。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、事件番号、件名、審査の結果の順に読みます。

陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情、不採択。

陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情。

説明者、消費税廃止長野連絡会 竹内 茂 氏。

質疑、町内でインボイス制度を扱っている事業者はどのくらいあるか。また、実際に困っている人はいるか。直売所に農家が持ち込んだ場合どうか。

回答、インボイス制度がスタートしてから変わらず取引している方が、全体の3割。7割は影響があったと見られる。インボイスに登録しなかったために今までの仕事がもらえなくなり、大きく仕事が減ったなど多大な影響を及ぼしていることは事実。町でも同様と思われる。国の方ではこのようなことが起きないようにとの指導の下に行われたが、実際に起きている影響について何も言及していない。末端の生産者の方では大きな混乱を生んでおり、価格転嫁もできない中で、皆さん苦しんでいる。

賛成討論、資料のコメントに「取引先に、インボイスに登録しないと消費税分の手数料がかかる。と言われ登録したが結局内税にされ、騙された」とある。消費税を下げるためにも制度は廃止すべき。

採決の結果、可否同数。委員長裁決で不採択とした。

陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情。

説明者、消費税廃止長野連絡会 竹内 茂 氏。

質疑①、消費税の引き下げは食品だけに限った方がいいのではないか。

回答①、国会でも財源について様々な意見がある。食品に限らず消費税率はすべての取引で下げていただきたいと思っている。

質疑②、消費税率が複数税率になっている。インボイス廃止と消費税の大幅引き下げとの関係は。

回答②、インボイス制度は、複数税率を正確に課税させるそのための導入だということ。複数税率をやめれば国の言い訳は無くなる。消費税を徴収するためのインボイス制度である。

質疑④、消費税を無くせば町への交付金も無くなるということでは地方公共団体はどうすれば良いか。

回答④、消費税を無くすことは大きな影響を及ぼすため好ましくない。大儲けをしている人に応能の負担をしていただきながら消費税の引き下げ分に代わる財源に充てることで、今まで以上に格差が是正される仕組みを国に求めている。

質疑⑥、国の税収は、消費税に頼っている。簡単に廃止して良いのか。納税は国民の義務であり、税を均等に国民から集めるのは国の基本だと思う。均等・公平に納める方法があれば判断もしやすいと思うが。

回答⑥、本来、税金を納めることは当然だと思うが、基本として生活のためのものには課税をしないとの考えもある。弱者には課税をしないなど応能の負担が社会の在り方だと思うが、それが今欠けていて格差が広がっている。税の仕組みを変えるのが大事。基本に沿った格差の是正のためにも消費税引き下げは必要と考える。

賛成討論、消費税は低所得者層に負担がかかるもの。税金は応能負担が原則。弱者に対して逆進性が強い税金はやるべきではない。消費税率を大幅に引き下げることについては賛成。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（青山弘） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口です。質疑の一番最初のところに質問が2つありまして、ひとつは実際に困っている人がいるか、それからもうひとつは直売所に農家が持ち込んだ場合はどうか、このふたつめの質問の回答が次のところには載っていないのですが、どのような話になりましたか。

○6番（中島和子） 直売所に農家が持ち込んだ場合どうかという部分でしょうか。

○7番（樋口功） はい。

○6番（中島和子） それに関して意見の中で農協も直売所もインボイス登録に関係なく取引し

ているということで、この制度に対して大きな混乱を招いていないという方のご意見というふうに思います。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 黒字になってますけれども意見のところの説明を求めたいのですが、農協も直売所もインボイス登録に関係なく取引しているという意見なのですが、この意見の中身がよく分からない。誰が、誰と関係なく取引しているのかというところがよく分からないのですが、私が判断するには農協と生産者、それから農協と市場買取者、このふたつが関係してくると思うのですが、まず農協と生産者の間では、農協が特例で生産者に代わってインボイスを発行する制度がありますのでそういう意味では生産者は農協に出荷する場合、これは委託販売の条件がありますけれどもこの場合にはインボイスを発行せず取引ができると、ここで言えば関係なく取引しているという言い方になるのでしょうか。

それから市場買取は農協から買い取るときにはインボイスを要求しますので農協が農家に代わって発行するというのでこれも農家にとってみれば流れとしては委託販売ですのでインボイスを発行することはしなくてよいということになるので、もうひとつ直売所もインボイス登録に関係なく取引しているという話は、直売所における取引は生産者と消費者の直接取引なので消費者はインボイスを要求しません。したがってインボイスの取引は関係なくできると、こういうことだと私は思うのですがそれでよろしいでしょうか。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） そう思います。

○議長（青山弘） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） なしと認め質疑を終了します。中島委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。瀧野福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 瀧野良枝 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和7年6月20日、飯綱町議会議長 青山弘様、福祉文教常任委員会委員長 瀧野良枝。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、事件番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第58号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例、可決。

議案第59号 いいづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例、可決。

議案第60号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例、可決。

陳情第4号、高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第58号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例。

質疑、特別利用保育を受けるのは3歳以上児で、保育料は無料ということでよいか。

回答、お見込みの通り。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第59号 いいづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第60号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例。

質疑、令和5年度末に保健補導員会を廃止しているが、その後、設置条例の廃止まで1年経過しているのはなぜか。

回答、令和6年9月の決算期を一区切りとして、制度廃止に伴う影響が生じていないか事務的に確認したこと、さらに事業に関係する団体等に何かしらの支障がないか見極めたうえで設置条例を廃止する必要があったことから今回の廃止に至った。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情。

説明者、長野地区社会保障推進協議会 大西英之 事務局長。

質疑、なし。

賛成討論、家計を支える者ががん等に罹患した場合、勤めながら治療を行うのは状況的に厳しい。給料が上がらないのに医療費が嵩むことは家計に直結する。現在の社会状況の中で、上限額の引き上げをすることは国民に厳しい生活を強いるため賛成。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

以上、報告を終わります。

○議長（青山弘） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め質疑を終了します。瀧野委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第58号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 58 号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 59 号 いいづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 59 号 いいづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例は、委員長の

報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 60 号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例を議題といたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 60 号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 61 号 令和 7 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第61号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 陳情第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

陳情第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、陳情第4号は、採択とすることに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔議席番号5番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情に賛成討論を行います。

国がインボイスを設けた理由は、食料品などに軽減税率を導入し複数税率になっていたことでもあります。

フリーランスや中小企業、零細事業者にとってインボイス導入は事務負担や納税義務の増加を招き経営を圧迫しています。例えば、消費税を一律5%に減税すれば、導入の理由がなくなり廃止することも可能であります。

制度導入後、予想された事態が現実となり、地域経済や住民の暮らしにも大きな打撃を与えています。よって、この陳情に賛成の立場で討論といたします。以上です。

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔議席番号7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。当陳情に反対の立場から意見を申し上げます。

消費税法における適格者請求書保存方式、いわゆるインボイス制度については、令和5年10月に一般に10%と食料品、新聞等の8%という複数税率が導入される際、それまでの単一税率時の帳簿保存方式に変えて採用されたものです。このインボイス方式の目的は、税率が複数あることに対応するため、それから消費税を正確に把握するため、もう一つ消費税に関する不正やミスを防ぐことにあります。いわゆる税の保全としての措置であり、消費税を採用し、複数税率を採用している世界の国々でも導入がされています。

したがって、複数税率をやめるならば、同時にインボイス方式を廃止する理由があることとなります。今回のこの陳情は、様々な理由の上で単にインボイス方式を廃止する内容であり、これを採択とする理由がありません。

ところで、取引先から仕入れに係る消費税を計算するため、インボイスの発行を求められ、これができないと取引ができなくなるので、免税事業者はやむなくインボイス発行者として課税事業者にならざるを得なく、多額の納税をすることになるなどを廃止理由としています。

消費税の計算はご存知の通り、課税売上に係る消費税の額から課税仕入れに係る消費税の額を差し引いた額、すなわち自分が物を仕入れた時に発生する消費税を自分が売り上げた時にいだけ消費税から差し引いた残りの税額、これが消費税です。これを税務署に申告納税することになります。このため、消費税は預り金的性格の税と言われています。

しかしながら、消費税法第9条において課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除されます。これがいわゆる免税事業者です。本来なら税務署に申告納税することを免除されており、当然のことながらその消費税分は事業者の収入になることとなります。

この仕組みについては、課税事業者や買い物の際に消費税を支払った購入者から不公平、納めた消費税が国に納付されず、支払った先の所得になることに納得できないなどの声もあがっていることも事実です。つまり、インボイス発行者となったために多額の納税が発生していますが、新たに消費税相当額が発生するのではなく、購入者から得た預り金的性格の消費税の一部が自分の収入にならず、税務署に納めることにすぎないのです。そして、改正消費税制度の定着を図るうえで、様々な経過措置が図られていることも事実です。

以上の点から、この陳情には相当の理由がないため、賛成はできません。

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔議席番号6番 中島和子 登壇・討論〕

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。私も先ほどの樋口議員の討論と同じようこ

とになるかもしれませんが、インボイス制度の廃止を求める陳情に対して反対の立場で討論を行います。

この制度は令和5年10月から導入されています。複数税率のもとで、適正な課税を行うためには必要な制度だと考えます。導入にあたっては、4年間の準備期間を設け事業者の準備のために十分な経過措置を設けてスタートしております。

また、免税事業者が課税事業者になって登録した場合、軽減措置として売上額の2割とする特例も設定されております。そして委員会の中では町内においてこの制度に大きく混乱しているという声はありませんでした。以上の事から、この陳情に対して反対いたします。

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立少数です。

したがって、陳情第5号は不採択することに決定いたしました。

○議長（青山弘） 陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔議席番号5番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。私は、陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情に賛成の討論を行います。

円安によって輸出大企業のように史上最高益が出る一方で中小企業と国民生活は物価高騰、実質賃金の低下、消費税の負担増に耐えてきました。そして今、政府の中にも何か手立てを講じないわけにはいかない、消費税減税もその有力な方法であるとの認識も広がっているのも事実であります。

食料品や衣類などあらゆるものの価格が上がっている今、全てに係り逆進性の高い消費税を引き下げることが最も効果的な暮らし支援策になります。

各種の世論調査でも国民の68%が物価高対策として消費税減税を求めていると報道されています。町民の生活と暮らしを守るためにも消費税率の引き下げを求める陳情に賛成であります。以上です。

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（青山弘） お座りください。起立少数です。

したがって、陳情第6号は不採択することに決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第5、議案第63号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長 高橋秀一 登壇・説明]（議案第63号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第63号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。議案の提案説明書で説明いたしますので、追加議案書の通し番号27ページ上段をご覧ください。

補正予算（第2号）につきましては、政府が5月27日に、令和7年度一般会計予備費の使用を閣議決定し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,000億円を増額することとされたことに伴い補正するもので、規定の予算に歳入歳出それぞれ1,269万5千円を増額し、補正後の予算の総額を歳入、歳出それぞれ96億400万4千円とするものでございます。

国は、この交付金の対象事業の基本的な考え方を、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が生活者等に直接的に及ぶ事業としております。

これまで町では、商品券の配布や学校給食費の支援などを行ってまいりましたが、今回は、水道料金の軽減を行うことにいたしました。公共施設、住民登録のない別荘所有者、地域の公会堂を除く、住民及び町内企業の方を対象に、6月・7月の基本料金を8月請求分において減免いたします。

補正の内容は、4款 衛生費 上水道施設費で、水道事業会計へ負担金として1,333万円支出し、水道事業会計で減免いたします。財源は、国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金769万5千円と財政調整基金からの繰入金500万円、予備費を63万5千円減額し、財源調整を行っております。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

国の急な対応ではありますが、町民の皆様には早急に支援いたしたく、追加での上程となりますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第63号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 64 号 令和 7 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 64 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案 64 号 令和 7 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明をいたします。

議案の提案説明書、通し番号 27 ページ下段並びに議案書、通し番号 15 ページも併せてご覧ください。通し番号 15 ページ、水道事業会計予算実施計画説明書にて説明させていただきます。

補正の概要ですが、収益的収入 補正前の予算額が 3 億 6,180 万円、補正予算額 給水収益水道料金を 1,300 万円減額し、その他営業収益 他会計負担金基本料金減免分並びにシステム改修費として 1,333 万円を増額し、補正後の予算額を 3 億 6,213 万円とするものです。次に支出ですが、補正前の予算額が 3 億 6,180 万円、補正予算額 総係費委託料システム改修事業業務費で 33 万円を増額し、補正後の予算額を 3 億 6,213 万円とするものです。

主な補正内容ですが、町が実施する物価高騰対策の一環として本年 6 月及び 7 月検針分の水道料金のうち、基本料金相当分を減額するために必要な経費を計上するものです。減額した基本料金相当分並びにこれに係るシステム改修費用を一般会計からの負担金として繰り入れるものです。

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 64 号 令和 7 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 65 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 65 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 65 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。追加で配布となっています議案書並びに議案の提案説明書をご覧ください。追加議案書の通し番号 17 ページ、それから提案説明書のページについては 28 ページになります。

本案件について、工事変更請負契約の締結をするにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名、令和 6 年度 飯綱町民会館図書室移設工事。

工事場所、飯綱町大字牟礼1989番地。

契約金額、変更前 金6,512万円、変更後 金6,603万3千円。

契約の相手方、住所 長野市安茂里小市1丁目3番31号、氏名 高木建設 株式会社、
代表者 代表取締役社長 高木亜矢子でございます。

主な変更内容でございますが、既設サッシ取っ手部の干渉により、書棚を既製品から居室の条件にあった現地製作書棚に変更を行うことになったため周辺部材の新規製作費用が生じたことによる増額とそれに伴う足場面積の増工やボイラー室周辺のアスベスト調査に関わる費用について増額変更するものです。

変更箇所は、当初設計時に位置、寸法の実測を行っておりますが、既存の間取りが空間共に円形になっており、工事着工後、既製品の棚を使用するよりも現地製作による棚にすることでサッシ部の干渉の回避と図書室の空間を有効に使えることが確認できたことから設計変更を行っております。

契約金額、相手方、関係法令は先程申し上げた通りでございます。

以上、提案理由の説明とします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 65 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 66 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 66 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 66 号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書通し番号 19 ページ、議案の提案説明書 28 ページ下段をご覧ください。

本議案につきまして、物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、GIGA スクール構想における一人一台端末共同調達業務に係る端末の購入で、小学校 2 校分です。

契約の方法は、随意契約です。

契約の金額は 2,610 万 8,500 円。

契約の相手方は、長野市岡田町 2 1 5 - 1、富士電機 IT ソリューション株式会社 長野支店、代表者 支店長 百瀬顕史であります。

業務の内容は、国が進める GIGA スクール構想における、生徒・児童一人一台のタブレット端末の更新購入事業におきまして牟礼、三水小学校 2 校の児童用端末 470 台の購入になります。

購入にあたり、長野県教育委員会事務局では、県内自治体が参加する共同調達を推進し、調達仕様を示して市町村に参加募集を行いました。当町では、単独調達より共同調達の方が、価格面、品物の確実な調達が行える等総合的に判断し、共同調達に参加しました。県からの依頼により長野県市町村自治振興組合が、3月10日に企画競争入札、俗に言うプロポーサルを行い、業者を決定しております。業者決定までを県で行い、それ以降は各市町村が事務を進めることとなっておりますので、県からの事業費交付決定が6月3日、契約方法は随意契約で6月5日に仮契約しておりますので本日提案させていただいています。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 66 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 67 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 67 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 67 号 物品購入契約の締結について提案理由をご説明いたします。議案書通し番号 21 ページ、議案の提案説明書 29 ページ中段をご覧ください。

本議案につきまして、物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、先ほどと同様で GIGA スクール構想における一人一台端末共同調達業務に係る端末の購入で、中学校分です。

契約の方法は、先ほどと同様随意契約です。

契約の金額は 1,206 万 8,364 円。

契約の相手方は、長野市鶴賀緑町 1 3 9 3-3、キッセイコムテック株式会社 長野営業所、代表者 所長 北垣太士であります。

業務の内容は、先ほど議案第 66 号でお話しした内容と同様で中学校の生徒用端末 259 台の購入になります。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 67 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 68 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 68 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 68 号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由を説明いたします。議案書通し番号 23 ページ、議案の提案説明書 29 ページ下段をご覧ください。

本議案につきましては、令和 7 年度 飯綱町学校給食共同調理場電気回転釜購入業務として、令和 7 年 6 月 4 日に指名競争入札に付した結果、テクノ・フードシステム株式会社が落札いたしました。物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は令和7年度 飯綱町学校給食共同調理場電気回転釜購入（更新）です。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額は1,980万円。

契約の相手方は、長野市南高田2丁目11-10、テクノ・フードシステム株式会社 代表取締役 大前辰憲であります。

業務の内容は、平成24年給食センター開業時から設置されている電気回転釜5台を更新のために購入するものです。

以上、提案理由の説明とします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 以前、他の指名競争入札の時にも指摘したのですが、入札経過調書というのはその都度指摘をしないと出ないものなのですか。その辺の考えをお聞きしたいのですが。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。先日も申し上げましたけれども、この入札経過調書におきましてはホームページで公開しております。いつでもどなたでも閲覧することが可能です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 公開されているのは当然でいいと思うのですが、我々審議の段階で必要だと思います。ですから審議の添付書類としてそういったものを出した方がいいんじゃないかと、そう思って今提起したのですが。

○企画課長（平井喜一郎） それでは今後必要であるかどうかを含め検討させていただいて、提出するか決定してまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 68 号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 11、発議第 8 号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議席番号 4 番 瀧野良枝議員。

〔4 番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第 8 号）

○4 番（瀧野良枝） 議席番号 4 番、瀧野良枝です。発議第 8 号、令和 7 年 6 月 20 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、同じく樋口功、同じく目須田修、同じく石川信雄、同じく伊藤まゆみ、同じく原田幸長。

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書案。上記の議案を別紙

のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書。

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていました。しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて、今国会での高額療養費の自己負担上限額の引き上げを見送り、今年秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しています。

高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないこと。

令和7年6月20日。長野県飯綱町議会議長 青山弘。内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第8号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

◎議員派遣の件

○議長（青山弘） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（青山弘） 日程第13、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員

会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会6月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。只今は、追加議案も含めまして、全ての案件に対しまして原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

特に一般会計補正予算（第2号）でお認めを頂きました、水道料金の基本料金の2か月減額は、物価高騰対策の一環として実施するものであります。夏場は、エアコンの使用など電気料も多くかかります。住民の皆さんに喜んで頂ける、タイムリーな対策になったと思っております。

今後、国の支援策にも期待をしておりますが、町としても諸物価の高騰は、住民生活に大きく影響することであり、これからも時を得た適切な対応策を検討していく必要があると思っております。

結びに、いよいよ酷暑の季節を迎えます。議員各位におかれましては、お体をご自愛いただ

き、ますますご健勝でご活躍いただきますようご祈念申し上げまして閉会のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和7年6月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦労様でした。

閉会 午後 2時 7分

予算決算常任委員会審査報告書

令和7年6月20日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

予算決算常任委員会委員長 石川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第61号	令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第61号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

質 疑①：土木費橋梁長寿命化修繕事業についての詳細は。

回 答①：一楽大橋、日影橋、4号橋の3橋が築造から4,50年を経過し、老朽化が激しくなったことからその測量設計費として今回補正を計上している。

質 疑②：農林水産業費の地域農業担い手育成・支援事業にて負担金補助及び交付金として1,000万円の補正が計上されているが事業の状況は。また、今回の補正で足りるのか。

回 答②：すでに多数の補助申請があり、当初予算額のほとんどが執行されているが、現在もなお、元気な農業者育成事業補助金（農業用施設・機械整備事業）で6件、同補助金（大型農業用機械整備事業）で1件、共同利用農業機械導入事業補助金で2件、農業機械導入事業補助金で13件の申請の相談を受けている。

今回の補正予算を加味しても今後も新たな申請が続き、再び予算上限に近い執行状況になると予想されるが、その場合は9月定例会以降の補正予算による対応としたい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和7年6月20日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中島 和子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
陳情第5号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情	不採択
陳情第6号	消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての陳情

説明者：消費税廃止長野連絡会 竹内 茂 氏

質 疑：町内でインボイス制度を扱っている事業者はどのくらいあるか。また、実際に困っている人はいるか。直売所に農家が持ち込んだ場合どうか。

回 答：インボイス制度がスタートしてから変わらず取引している方が、全体の3割。7割は影響があったと見られる。インボイスに登録しなかったために今までの仕事がもらえなくなり、大きく仕事が減ったなど多大な影響を及ぼしていることは事実。町でも同様と思われる。国の方ではこのようなことが起きないようにとの指導の下に行われたが、実際に起きている影響について何も言及していない。末端の生産者の方では大きな混乱を生んでおり、価格転嫁もできない中で、皆さん苦しんでいる。

意 見：農協も直売所もインボイス登録に関係なく取引している。

賛成討論：資料のコメントに「取引先に、インボイスに登録しないと消費税分の手数料がかかる。と言われ登録したが結局内税にされ、騙された」とある。消費税を下げるためにも制度は廃止すべき。

採決の結果：可否同数。委員長裁決で不採択とした。

○陳情第6号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める陳情

説明者：消費税廃止長野連絡会 竹内 茂 氏

質疑①：消費税の引き下げは食品だけに限った方がいいのではないか。

回答①：国会でも財源について様々な意見がある。食品に限らず消費税率はすべての取引で下げたいと思っている。

質疑②：消費税率が複数税率になっている。インボイス廃止と消費税の大幅引き下げとの関係は。

回答②：インボイス制度は、複数税率を正確に課税させるそのための導入だということ。複数税率をやめれば国の言い訳は無くなる。消費税を徴収するためのインボイス制度である。

質疑③：複数税率を下げればいいということか。

回答③：複数税率が存在すると国の説明がそのままインボイス制度にもつながるとのこと。無くせば国が導入した理由づけがなくなる。

質疑④：消費税を無くせば町への交付金も無くなるということでは地方公共団体はどうすれば良いか。

回答④：消費税を無くすことは大きな影響を及ぼすため好ましくない。大儲けをしている人に応能の負担をしていただきながら消費税の引き下げ分に代わる財源に充てることで、今まで以上に格差が是正される仕組みを国に求めている。

質疑⑤：消費税を廃止して、物品税を復活すればどうか。

回答⑤：消費税廃止は混乱を招くので、大幅な引き下げを望んでいる。

質疑⑥：国の税収は、消費税に頼っている。簡単に廃止して良いのか。納税は国民の義務であり、税を均等に国民から集めるのは国の基本だと思う。均等・公平に納める方法があれば判断もしやすいと思うが。

回答⑥：本来、税金を納めることは当然だと思うが、基本として生活のためのものには課税をしないとの考えもある。弱者には課税をしないなど応能の負担が社会の在り方だと思うが、それが今欠けていて格差が広がっている。税の仕組みを変えるのが大事。基本に沿った格差の是正のためにも消費税引き下げは必要と考える。

質疑⑦：大企業の還付金も資料に載せて欲しい。

回答⑦：大企業の還付金はかなり大きい。税率が上がれば格差も広がってくる。

賛成討論：消費税は低所得者層に負担がかかるもの。税金は応能負担が原則。弱者に対して逆進性が強い税金はやるべきではない。消費税率を大幅に引き下げることについては賛成。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上

福祉文教常任委員会審査報告書

令和7年6月20日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第58号	飯綱町保育所条例の一部を改正する条例	可 決
議案第59号	いづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例	可 決
議案第60号	飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例	可 決
陳情第4号	高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第58号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例

質 疑：特別利用保育を受けるのは3歳以上児で、保育料は無料ということでよいか。

回 答：お見込みの通り。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第59号 いづな歴史ふれあい館条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第60号 飯綱町保健補導員設置条例を廃止する条例

質 疑：令和5年度末に保健補導員会を廃止しているが、その後、設置条例の廃止まで1年経過

しているのはなぜか。

回 答：令和6年9月の決算期を一区切りとして、制度廃止に伴う影響が生じていないか事務的に確認したこと、さらに事業に関係する団体等に何かしらの支障がないか見極めたうえで設置条例を廃止する必要があったことから今回の廃止に至った。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会 大西英之 事務局長

質 疑：なし

賛成討論：家計を支える者ががん等に罹患した場合、勤めながら治療を行うのは状況的に厳しい。

給料が上がらないのに医療費が嵩むことは家計に直結する。現在の社会状況の中で、上限額の引き上げをすることは国民に厳しい生活を強いるため賛成。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

以上

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

1 番

2 番

3 番